

コルフ海峡事件の先決的抗弁段階における イギリス政府の訴訟戦略

喜 多 康 夫

‘I must confess, Mr. President, that I was a little puzzled by it all. I really was; I hope that you will not think that I am saying this in any spirit of levity. I was not really quite sure what all this long discussion was about. I do not mean by that that I do not understand fully the legal argument which has been so clearly presented by Professor Vochoč, and I should like, if I may do so without impertinence, to say how much I and my colleagues appreciate the courtesy and the care, the ability and the moderation, with which Professor Vochoč has presented his case. But all the same, having listened to it most carefully and most anxiously, and bearing in mind the original comments which were made about this matter, I still am not quite sure why all this time is being occupied by this discussion. I have listened to these learned arguments, but the more I listened the more my wonder grew whether all this debate is not really completely academic.’¹

* 草稿段階において、国際法学の観点から李禎之・岡山大学准教授に、またイギリス外交史の観点から山口育人・帝京大学短期大学講師に、それぞれ有益なコメントを頂いた。両先生に感謝を申し上げたい。もちろん、本稿のいかなる過ちも筆者の責任である。

¹ Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.51.

はじめに

1946年10月22日に、イギリス海軍地中海艦隊の第1巡洋戦隊はギリシャ領コルフ島と対岸のアルバニアのサランダ湾に挟まれた海域である北部コルフ海峡を航行していた。しかし、掃海されたはずのアルバニアの領水であるサランダ湾において、2隻の駆逐艦が係維機雷により被害を受け、44名の死者と42名の負傷者を出す大惨事が発生した。そのため、イギリス海軍は11月12日と13日にアルバニア領水内を再び掃海するに至った。

イギリス政府は、この触雷事件に関してアルバニアの国際責任を問う決意を固め、1947年1月10日に本件紛争を安全保障理事会（以下、安保理）に付託した。触雷事故の証拠調査を行った小委員会の活動を経て、機雷敷設の事実認定に関する決議案はソ連の拒否権によって葬り去られた。しかし、安保理は同年4月29日に、安保理決議第22号²によって本件紛争を国際司法裁判所（以下、裁判所または現裁判所）に付託するようにイギリスとアルバニアに勧告した³。

そこで、イギリス政府は本件紛争を裁判所に付託する準備を始めた。本稿では、コルフ海峡事件における先決的抗弁段階⁴におけるイギリス

² 安保理決議第22号の文言については、「資料2 安保理決議第22号の英文テキストと仏文テキスト」を参照されたい。

³ その過程については、拙稿「紛争発生から安保理決議第22号に至るまでのコルフ海峡紛争におけるイギリス外交」『帝京法学』第27巻第1号51頁。

⁴ 先決的抗弁 (preliminary objections) とは、裁判所の権限である管轄権 (jurisdiction) と、原告の請求が審理できるかどうかという請求の受理可能性 (the admissibility of the application) を争う手続のことである。裁判所の管轄権は裁判所規程第36条に基づくが、紛争当事国の裁判に関する同意が必要であるという同意原則が適用される。そこで、管轄権と請求の受理可能性に疑いがある場合には、訴訟当事者はこれらについて裁判所の判断を求めることができ、管轄権がない又は請求が受理不能であると判断されると、その段階で訴訟は終了する。

政府の国際訴訟活動を、イギリス政府の公文書⁵と *ICJ Pleadings* などの訴訟資料を用いて叙述的に説明する⁶。その後にイギリス政府の国際訴訟活動を分析することで、イギリス政府の国際訴訟戦略を明らかにする⁷。

1. 一方的提訴

安保理決議第 22 号を受けて、イギリス政府はアルバニア政府を相手に裁判所に本件紛争を付託することを決めた。ここでは、一方的提訴に至るまでのイギリス政府関係者⁸の動向について説明する。すなわち、管轄権の根拠の検討、弁護団の結成、請求訴状の提出についてである。

1.1. 管轄権の根拠の検討

安保理決議第 22 号が採択されたのを受けて、イギリス外務省法律顧問のエリック・ベケットは訴訟準備に乗り出した。しかし、問題は裁判所

⁵ イギリス政府の公文書は The National Archives で収集したものである。本稿では The National Archives を TNA と表記する。また、ADM は海軍省、DO はコモンウェルス関係省（以前はドミニオン省）、FO は外務省を意味する。

⁶ 本稿は拙稿「前掲論文」（注 3）と同様に、その読者対象として国際法専門家と外交史家の双方を想定している。そのため、国際法専門家にとって自明なことも、外交史家にとって説明が必要な場合がある。また、その逆の場合もある。結果として、本稿の説明は少々煩雑であることをご了承いただきたい。なお、特に本稿は細かい条文解釈を説明する必要があるため、1946 年裁判所規則といった参照しにくい英語テキストだけでなく、国連憲章や裁判所規程などの英語テキストもあえて掲載した。

⁷ 国際訴訟活動と国際訴訟戦略については、拙稿「前掲論文」（注 3）53 頁注 5。

⁸ 本稿でもイギリス政府関係者の人物情報が欠かせないが、すでに拙稿「前掲論文」で紹介している人物については特に説明せず、本稿ではじめて登場した人物のみを紹介するととめる。なお、イギリス政府関係者の説明方針については、拙稿「前掲論文」（注 3）52 頁注 4。

の管轄権であった。アルバニアに関しては、管轄権について次の2点が問題となりえた。第1に、アルバニアは国連加盟国ではなく、また国際司法裁判所規程当事国でもなかったことから、もしアルバニアが規程第35条2項⁹に関する安保理決議第9号¹⁰に基づく宣言を行わなかったとしたら、アルバニアは裁判所を利用する資格を有さないのではないかという問題があった¹¹。第2の問題は、仮にアルバニアが安保理決議第9号に基づく宣言を行ったとしても、管轄権を受諾するかどうかの保証がなかったことである。

そこでベケットは、憲章第25条¹²に基づき安保理決議第22号がアル

⁹ 規程第35条2項の英語テキストは以下のとおりである。‘The conditions under which the Court shall be open to other states shall, subject to the special provisions contained in treaties in force, be laid down by the Security Council, but in no case shall such conditions place the parties in a position of inequality before the Court.’

¹⁰ 安保理決議第9号は規程非当事国に裁判所を開放するための決議であるが、特定の事件に関して行う個別的宣言と、あらゆる紛争に関して一般的に裁判所の管轄権を受諾する一般的宣言の2種類を定めている。一般的宣言の場合は、規程第36条2項に基づく選択条項受諾宣言を行うこともできる。ただし、その場合は、明示の合意がなければ、規程当事国に対しては選択条項受諾宣言を主張できない。

¹¹ 規程第35条1項により国際司法裁判所での訴訟能力は国家だけに限定されているが、さらに規程第35条2項は国家の裁判所の利用資格を定めている。すなわち、裁判所利用資格のある国家については、以下の3つのパターンが考えられる。第1に、ある国家が国連加盟国である場合は、憲章第93条1項により国連加盟国は事実上当然に規程当事国となるため、裁判所利用資格を自動的に得る。第2に、ある国家が国連非加盟国であるが、国連総会決議に基づいて規程当事国になる場合がある。第3の場合は、国連加盟国でなければ、規程当事国でもない場合である。これは、一方的提訴で始まる事件の場合には、さらに2つの状況に分かれる。まず規程非当事国が原告である場合だが、例外はあるものの、安保理決議第9号に基づく宣言が一般的に求められる。また規程非当事国が被告の場合であるが、この場合は安保理決議第9条に基づく宣言は特に必要はないと解されている。

¹² 憲章第25条の英語テキストは以下のとおりである。‘The Members of the United Nations agree to accept and carry out the decisions of the Security Council in accordance with the present Charter.’

バニアを拘束するとの解釈論を展開することにした¹³。安保理での審議に際してアルバニアは、国連憲章上の義務を履行する旨の宣言を行っていたから、決議第 22 号に国連加盟国に対する拘束の効果があるのであれば、国連非加盟国であるアルバニアも拘束することになるからである。また決議第 22 号がアルバニアを拘束するのであれば、規程第 36 条 1 項¹⁴の「国連憲章に特に規定する事項」に基づき、本件は裁判所が管轄権を持つ事件となる。さらに裁判所書記に宛てた請求訴状によって付託できるという見解を国連代表部のバサースト¹⁵に提示した。

ベケットから相談を受けたバサーストも、安保理の第 127 回会合でオーストラリア代表の解釈¹⁶が争われていないことを理由にベケットの見解に賛成した¹⁷。しかし、国連事務局は見解が異なることも、バサー

¹³ TNA, FO 371/66890, R5037, FO to New York, 12 April 1947.

¹⁴ 規程第 36 条 1 項の英語テキストは以下のとおりである。‘The jurisdiction of the Court comprises all cases which the parties refer to it and all matters specially provided for in the Charter of the United Nations or in treaties and conventions in force.’

¹⁵ Maurice Edward Bathurst (1913-2005) キングス・カレッジ・ロンドン、ケンブリッジ大学、コロンビア大学で学んだ後に、1938 年に事務弁護士になる。1941 年からイギリスの在外事務所の法律顧問を務める。1946 年から 1948 年までは国連代表部の法務職員だった。1949 年から 1957 年までは、ドイツでのイギリスの在外事務所の法務を担当した。1957 年に 그레이ズ・イン所属の法廷弁護士となり、1964 年に勅撰弁護士になる。その後もビーグル海峡事件などの国際裁判にも関わった。1971 年から 1975 年まで British Insurance Law Association の会長を務めた。1986 年から 2002 年までは British Institute of International and Comparative Law の副会長も務めた。[2005] 157 *Who's Who* 135. See also ‘News Letter, January 2005’ <http://www.biiicl.org/files/438_jan_05_newsletter.pdf> (2010 年 8 月 21 日確認)。著作には *Legal Problems of an Enlarged European Community* (Stevens & Sons, 1972) 及び外務省法務参事官 (legal counsellor) であったシンプソン (J. L. Simpson) との共著として、*Germany and the North Atlantic Community* (Stevens & Sons, 1956) がある。

¹⁶ *SCOR Second Year (1947)*, No. 34, pp.722-723.

¹⁷ TNA, FO 371/66890, R5128, New York to FO, 15 April 1947.

ストはベケットに説明した。すなわち、国連事務局の意見は、憲章第36条¹⁸に基づく勧告は憲章第25条にいう「決定」には該当せず、アルバニアを拘束しないというものであった。しかし、もし必要であれば、規程第35条2項に基づく宣言をアルバニアが行う以前であっても、イギリスによる一方的提訴で訴訟を開始すべきであって、アルバニアの宣言の付託は、裁判所の管轄権に関する合意を完成させるだろうというのが国連事務局の見解であった。

そこで、国連事務局の見解に基づいて、アルバニアが宣言をなす前であっても、必要であれば一方的提訴を行うことをバサーストはベケットに進言した。その場合には、1946年規則第32条2項¹⁹で管轄権の基礎を提示することが求められているが、単に規程第36条1項に触れた上で、アルバニアの招待の条件も憲章第25条も述べずに安保理の勧告を引用するに留めるべきだというのが、バサーストの見解であった。すなわち、もし安保理決議に基づいてアルバニアが宣言をすれば、管轄権は問題に

¹⁸ 憲章第36条の英語テキストは以下のとおりである。

‘1. The Security Council may, at any stage of a dispute of the nature referred to in Article 33 or of a situation of like nature, recommend appropriate procedures or methods of adjustment.

2. The Security Council should take into consideration any procedures for the settlement of the dispute which have already been adopted by the parties.

3. In making recommendations under this Article, the Security Council should also take into considerations that legal disputes should as a general rule be referred by the parties to the International Court of Justice, in accordance with the provisions of the Statue of the Court.’

¹⁹ 1946年規則第32条2項の英語テキストは以下のとおりである。‘When a case is brought before the Court by means of an application, the application must, as laid down in Article 40, paragraph 1, of the Statute, indicate the party against whom the claim is brought and the subject of the dispute. It must also, as far as possible, specify the provision on which the applicant founds the jurisdiction of the Court, state the precise nature of the claim and give a succinct statement of the facts and grounds on which the claim is based, these facts and grounds being developed in the Memorial, to which the evidence will be annexed.’

はならないし、またもしそうしなければ、その時には安保理でも裁判所でも自由にこちらの議論を展開できるというのがその趣旨であった。

4月16日には、パスーストはベケットにさらに詳細な電報を送った²⁰。その電報では、憲章第25条の「決定」に憲章第36条の「勧告」が含まれるという解釈の根拠を述べ、アルバニアが安保理決議第9号に基づく宣言を行わなくても、イギリスがアルバニアを相手に一方的に提訴することが可能であることを説明した。さらに欠席裁判²¹を定めた規程第53条²²の適用も指摘している。

まず、安保理決議第22号の拘束的效果については、次の4点を根拠に挙げる。第1に、憲章第39条²³に基づく安保理の「勧告」が憲章第25条の「決定」に該当するのに、憲章第36条の「勧告」がそれには当てはまらないというのには説得的な理由がない。もしすべての「勧告」には拘束的效果がないということになるのであれば、憲章第39条に基づく重要な勧告の効果が大きく棄損されてしまう結果となる。第2の理

²⁰ TNA, FO 371/66890, R5404, New York to FO, 16 April 1947.

²¹ 一方の当事者が出廷してこない場合に、出廷している他方の当事者が自己に有利な裁判を本案において求めることができるという手続である。但し、仮保全措置手続や管轄権段階には適用がない。邦語文献では、山形英郎「国際司法裁判所における欠席裁判 (1) (2)・完」『法学論叢』第125巻第2号20-42頁、『法学論叢』第126巻第1号24-57頁。杉原高嶺『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年)226-232頁。

²² 規程第53条の英語テキストは以下のとおりである。

'1. Whenever one of the parties does not appear before the Court, or fails to defend its case, the other party may call upon the Court to decide in favour of its claim.

2. The Court must, before doing so, satisfy itself, not only that it has jurisdiction in accordance with Articles 36 and 37, but also that the claim is well founded in fact and law.'

²³ 憲章第39条の英語テキストは以下のとおりである。'The Security Council shall determine the existence of any threat to the peace, breach of the peace, or act of aggression, and shall make recommendations, or decide what measures shall be taken in accordance with Articles 41 and 42, to maintain or restore international peace.'

由は、憲章第37条2項²⁴の文言である。憲章第25条にいう「決定」に該当するためには行動の基礎となる条文において「決定する」という言葉が現れなければならないというのであれば、本件において安保理は、憲章第36条1項に基づく勧告を行う以前に憲章第37条2項に基づく「決定」を行わなければならないはずである。第3に、規程第36条には、常設国際司法裁判所（以下、旧裁判所）規程にはなかった「国連憲章に特に規定する事項」という文言があるが、この文言が憲章第36条に基づく勧告に言及していないのであれば、意味のないものになってしまう。第4に、安保理が勧告を強制することが意図されていなかったとしても、そのことから勧告が、その影響を受ける加盟国を拘束する義務を創設しないということにはならない。

バサーストは議論をさらに進めて、仮にアルバニアが安保理決議第9号に基づく宣言を合理的な期間内に行わない場合でも、イギリスが訴訟を一方向的に開始できるかどうかを検討した。安保理決議第9号は規程非当事国の原告と被告の双方に適用されるが、規程当事国の請求訴状によって開始され、裁判所が管轄権を持つ事件において、規程非当事国である被告が安保理決議第9号に基づく宣言をしなかったからといって、裁判所が無力になるという訳ではない、と説明する。その例として、現裁判所規程第35条2項にある「現行諸条約の特別の規定を留保して」²⁵という文言を指摘する。すなわち、1920年旧裁判所規程第35条²⁶にも

²⁴ 憲章第37条2項の英語テキストは以下のとおりである。'If the Security Council deems that the continuance of the dispute is in fact likely to endanger the maintenance of international peace and security, it shall decide whether to take action under Article 36 or to recommend such terms of settlement as it may consider appropriate.'

²⁵ なお現在では、規程第35条2項の「現行諸条約」は「規程の効力発生日において有効であった条約」(treaties in force at the date of the entry into force of the Statute)と解されている。Legality of the Use of Force (Serbia and Montenegro v. United Kingdom), Judgment, Preliminary Objections, *ICJ Reports 2004*, pp.1350-1351, para.111.

同じ文言があり、その文言における「現行諸条約」を「1914年から18年の戦争の処理に関する条約」(treaties relating to the liquidation of the war of 1914-1918)だけに限定されるべきであるとハドソンは考えたが²⁶、現裁判所規程の同じ文言が「1914年から18年の戦争の処理に関する条約」だけに限定されるとはとうてい考えられず、また上部シレジアのドイツ人権益事件²⁸が旧裁判所規程においてハドソンの指摘とは反対

²⁶ 1920年旧裁判所規程第35条の英文テキストは以下のとおりである。'The Court shall be open to the Members of the League and also to States mentioned in the Annex to the Covenant. The conditions under which the Court shall be open to other States shall, subject to the special provisions contained in treaties in force, be laid down by the Council, but in no case shall such provisions place the parties in a position of inequality before the Court. When a State which is not a Member of the League of Nations is a party to a dispute, the Court will fix the amount which that party is to contribute towards the expenses of the Court.'

²⁷ なお、ハドソンは上部シレジアにおけるドイツ人権益事件で取られた措置を一般的な先例として扱うべきではないと主張した。M. Hudson, *The Permanent Court of International Justice 1920-1942* (Macmillan, 1943), p.392. このことを踏まえれば、ハドソンは、ジュネーブ条約を第1次世界大戦に関する平和条約とは考えていなかったと思われる。

²⁸ この点につきバサーストは特には説明していないが、以下のことだと思われる。上部シレジアのドイツ人権益事件では、ドイツは1922年上部シレジアに関するジュネーブ条約第23条を根拠にポーランドを常設国際司法裁判所に訴えたが、ドイツが提訴した1925年5月の時点では、ドイツはまだ国際連盟にも、また旧裁判所規程にも加盟しておらず、さらには旧裁判所規程非当事国が旧裁判所を利用する際に求められるところの1922年の理事会決議に基づく宣言も提出していなかった。しかし、常設国際司法裁判所は、連盟理事会決議に基づく特別宣言を提出していなくても、ドイツ政府の請求を受け取ることができると判断した。この点、被告のポーランドは宣言のないことを理由に管轄権に関する先決的抗弁を提出できる自由を保留した。*PCIJ Series E*, No.1, pp.251-252. See also M. O. Hudson, 'The Forth Year of the Permanent Court of International Justice' (1926) 20 *AJIL* 1 at p.17, footnote 51. しかし結局のところ、ジュネーブ条約第23条が旧裁判所規程第36条の「現行諸条約に特に規定する事項」に該当することをポーランドは認め、また旧裁判所規程第35条と第40条に従って、請求訴状が適切に提出された事実も争わなかった。Certain German Interests in Polish Upper Silesia, Preliminary Objection, *PCIJ Series A*, No.6, p.11.

の先例となっている、と指摘した²⁹。さらに、現裁判所規程第35条2項の「現行諸条約」(treaties in force)の文言と規程第36条1項の「現行諸条約」(treaties and conventions in force)の文言が相補的であると考えるのが自然な解釈であることも付け加えた。すなわち、将来ありうる紛争が裁判所の管轄権に服しなければならないとある条約が特別に規定している場合、紛争当事国の一方が規程非当事国であっても、その紛争当事国が単に規程第35条2項に基づく安保理決議を遵守しなかったからといって、規程非当事国である紛争当事国が訴えを提起することは妨げられないし、また規程当事国である他方の当事者ならなおいっそうのことである、と指摘する。

続けてバサーストは、紛争が発生してから紛争当事国が締結した特別協定から裁判所の管轄権が生じる場合には、当事国の一方によってこの協定は付託されうるけれども、そうするにはその当事国は裁判所利用資格を有さなければならない、という。この点、特別協定の他方の当事国が裁判所利用資格を有さないことを理由に、裁判所が管轄権を否定するかどうかは不明瞭であるが、裁判所の管轄権は特別協定から生じるし、他方の当事国が規程非当事国であり、安保理決議第9号を遵守していな

²⁹ バサーストは、上部シレジア条約が第1次世界大戦の平和条約に該当しないというハドソンの理解に基づいて議論を組み立てている。しかし、1926年の旧裁判所規則改正会議において、アンチロッチ判事が、1922年上部シレジアに関するジュネーブ条約が「ヴェルサイユ条約の補足として考えられる国際連盟の支持のもとで準備された条約」であることから、平和条約に関連する表現である「現行諸条約に従って」という文言に上部シレジアのドイツ人権益事件も含めることが可能であるという意見を出した。アンチロッチ判事の見解に対して、フーバー所長も賛意を示した。結局は書記の提出した原案ではなく、アンチロッチ判事の提出案が10対1で採択され、1926年旧裁判所規則第35条2項となり、その後も若干の修正を経て維持された。*PCIJ Series D, Addendum to No.2, pp.104-107*. なお、この議事録については、武力行使合法性事件で裁判所も言及している。*Legality of the Use of Force (Serbia and Montenegro v. United Kingdom), Judgment, Preliminary Objections, ICJ Reports 2004, pp.1348-1349, para.107*.

くても、規程当事国である特別協定の当事国が請求訴状によって訴訟を始めることはできる。ただ、もし規程非当事国が手続に参加することを希望するのなら、当該決議の文言を遵守しなければならないであろう、と指摘する。

さらにバサーストは、規程第 36 条 1 項にいう「国際連合憲章に特に規定する事項」に関して裁判所の管轄権が成立する場合には、仮に規程当事国と規程非当事国間の事件で、規程非当事国が規程第 35 条 2 項に基づく安保理決議の条件を遵守していなかったとしても、規程第 40 条と 1946 年規則第 32 条 2 項に基づいて規程当事国は書面による請求によって訴訟を開始することはできる、と主張する。確かに規程第 35 条 2 項の「特別の規定を留保して」という文言に国連憲章が含まれないので、「現行諸条約」の場合と比べると不明確ではあるが、「憲章に特に規定する事項」が、「現行諸条約」の事項よりも不利に取り扱われるとしたらおかしいであろう、と指摘する。

そしてバサーストは、仮にアルバニアが規程第 35 条 2 項に基づく裁判所利用資格を得る前に、イギリスが請求訴状でアルバニアに対して訴訟を提起できるという結論に至るとすれば、アルバニアが利用資格を得ずにまた出廷してこない場合に、イギリスが規程第 53 条に基づいて有利な判決を裁判所に求めることができるかどうかという問題を検討する。すなわち、他方の当事者が裁判所利用資格を有さないにも関わらず規程第 36 条 1 項における主題に関して管轄権がある場合に、規程第 53 条において規程第 35 条に言及した文言がなくとも、裁判所利用資格を有する当事者が欠席判決 (default judgment) を得ることができるのか、という問題である。この問題に関して、バサーストは賛否両論がありうることを指摘する。

まず否定論について、バサーストは以下のように説明する。第 1 の議論は、両当事者が裁判所利用資格を持たない限り、裁判所は実際には管轄権を持たないというものである。但し、先に展開した管轄権に関する解釈論に照らせば、この議論は誤っていると考えることができると指摘

する。第2の議論は、規程第53条は両当事者が裁判所利用資格を有することを想定しているというものである。すなわち、規程第53条は両当事者の何らかの参加を想定しており、まったくの不参加の場合には適用されないという議論である。

他方で欠席判決が得られるという肯定論については、バサーストは、単に被告が裁判所に開放されていないことが理由で、裁判所が訴訟事件において権限を有さないという訳ではないと指摘する。すなわち、被告が規程第35条に基づく裁判所利用資格を取得せず、また1946年規則第37条1項³⁰に基づく協議のための所長の召還に応じず、答弁書(Counter Memorial)も提出せず、口頭弁論にも出席しない場合には、原告は規程第53条に基づいて自己の主張に有利な決定を求めることができるという³¹。

その上で、バサーストは以下のように結論付けた。第1に、上記の議論はベケットの議論に合致する。第2に、この議論であれば、憲章から生じる管轄権は消滅しない。第3に、規程第36条1項に挿入された「国連憲章に特に規定する事項」という新たな文言は、選択条項と現行諸条約以外の強制管轄権を確かに意図するものであり、もし他の当事者が訴訟手続にある程度自発的に参加しない限り判決が得られないのであれば、「強制」管轄権の意味はほとんどなくなることになる。第4に、規程第35条の条件を満たさない国に対する欠席判決も、憲章第94条2項³²に基づく執行に従うことになる。第5に、規程第53条にいう「出廷せず」(does not appear before the Court)という文言は「訴訟事件に

³⁰ 1946年規則第37条1項の英文テキストは以下のとおりである。'In every case submitted to the Court, the President will ascertain the views of the parties with regard to questions of procedure; for this purpose he may summon the agents to meet him as soon as they have been appointed.'

³¹ バサーストの根拠は、M. Hudson, *supra* note 27, p.448.

³² 憲章第94条2項の条文は以下のとおりである。'If any party to a case fails to perform the obligations incumbent upon it under a judgment rendered by the

まったく参加しない」(does not participate at all in the case) ことを意味する。実際、その文言は「又はその事件の防御をしない」(or fails to defend its case) という文言の前にあることから、口頭弁論への不出廷を意味しない。このことは、規程第 35 条 2 項に基づく安保理決議を遵守するための規定である 1946 年規則第 36 条³³でも、「出廷すること」(to appear before the Court) という文言があることから了解される、と言う。

4月22日に、バサーストの電報を参考しつつ、ベケットはショークロスに書簡を送った³⁴。その書簡においては、(1) アルバニアが妨害をすることを望むと想定する場合、裁判所が本件で管轄権を持つのか、(2) 現時点でどのような措置を直ちにとれるのか、(3) 弁護団の編成をどうするのか、という3つの問題を取り扱っていた。

まずベケットは、安保理決議第 22 号に至るまでの過程を再確認する。そして、安保理は憲章第 27 条 3 項³⁵にしたがって決議第 22 号を採択した以上³⁶、当該決議は憲章第 25 条にいう「決定」に該当する、と指摘

Court, the other party may have recourse to the Security Council, which may, if it deems necessary, make recommendations or decide measures to be taken to give effect to the judgment.'

³³ 1946年規則第36条の英文テキストは以下のとおりである。'When a State which is not a party to the Statute is admitted by the Security Council, in pursuance of Article 35 of the Statute, to appear before the Court, it shall satisfy the Court that it has complied with any conditions that may have been prescribed for its admission: this compliance shall be filed in the Registry at the same time as the notification of the appointment of the agent'

³⁴ TNA, FO 371/66890, R5509, Beckett to Shawcross, 22 April 1947. See also ADM 116/5654, M059759.

³⁵ 憲章第27条3項の英語テキストは以下のとおりである。'Decisions of the Security Council on all other matters shall be made by an affirmative vote of nine members including the concurring votes of the permanent members; provided that, in decisions under Chapter VI, and under paragraph 3 of Article 52, a party to a dispute shall abstain from voting.'

した。その上で、まずアルバニアは安保理の招待を受けるにあたって、加盟国と同等の義務を受け入れているとして、今回の勧告が憲章第25条の「決定」に該当するかどうかという問題について肯定説と否定説の双方を説明した。

肯定説は、憲章第25条は単に「安全保障理事会の決定」(the decisions of the Security Council) としか述べてはいないところ、安保理に付託された紛争または事態に関する勧告の決定は、憲章第27条3項により「安全保障理事会の決定」として取り扱われていることから、勧告もまた憲章第25条の「決定」に該当するというものである。これはオーストラリア代表が明確に説明したことであり³⁷、議長であった中華民国代表も黙示的に示唆した見解³⁸である、とベケットは指摘した。

他方で、ベケットは、サンフランシスコ会議でのベルギー修正案の撤回³⁹も説明した。サンフランシスコ会議では、安保理の紛争の平和的解決を取り扱った第3委員会の第2小委員会で、安保理の権限を不安視したベルギー代表が、安保理の勧告または決定がその基本的権利を侵害するかどうかについて裁判所に勧告的意見を求める権利を紛争当事国に認めるという修正案を提出した。1945年5月22日の会合では、イギリス代表がまず反対の意思を表明した。その理由としては、以下の3点があった。第1に、国際司法裁判所 (the Court of International Justice) が法的問題に加えて政治的問題について判断を下さざるを得なくなり、司法機関としての役割の成功を深刻に棄損することになる。第2に、安保理による迅速な行動が求められるときに遅れを生じさせ、侵略を検討して

³⁶ もっともアルバニアが裁判所の管轄権を争う場合に、ソ連の棄権が第27条3項の文言に合致しないことを理由に安保理決議第22号が無効であると主張する可能性をベケットは否定しなかった。TNA, FO 371/66890, R5509, Beckett to Shawcross, 22 April 1947.

³⁷ *SCOR Second Year (1947)*, No. 34, pp.722-723.

³⁸ *Ibid.*, p.726.

³⁹ *UNCIO*, vol.12, pp.63-66.

いる国の手に強力な武器を渡すことになり、安保理は平和の維持において役割を果たせなくなる。第3に、安保理はすべての国の信頼と信用を有さなければならないのであって、その多数派は小国から構成され、機構の目的と原則に従った形で行動しなければならない義務があることであった。南アフリカ代表はイギリスの立場に賛成し、大国間の同意を表す決定は合理的であろうということを強調した。また、白ロシア (the Byelorussian Soviet Socialist Republic) 代表も国際司法裁判所への紛争付託は平和維持における安保理の立場を弱くすることを理由に反対した。そこでベルギー代表は、現在の第6章における「勧告」という用語が紛争当事国に対して義務を課す (le term “recommender” ... comporte des obligations pour des Etats qui sont parties à un litige) のか、それとも受け入れることも受け入れないこともできる勧告を安保理が与えるのか (le Conseil offer un avis qui peut ou non etre accepté) という問題について正確な回答を望んだ。それに対して、アメリカ代表がイギリス代表の見解に賛同するとともに、紛争の平和的解決においては「強制も執行も想定していない」 (no compulsion or enforcement was envisaged) と説明した。そこで、ベルギー代表は「安保理による勧告が義務的效果を有さない」 (une recomandation faite par le Conseil ... n'entraîne aucun effet obligatoire) ことが明確に理解されたとして、修正案を撤回した。この準備作業 (*travaux préparatoires*) の経緯に基づいて、グッドリッチとハンブローの国連憲章コメンタリーでは、「勧告には法的拘束力がないということが、憲章の文言からも明瞭であるべきであるように、サンフランシスコでの議論で明確にされた」とした⁴⁰。

これに対してベケットは、「憲章の文言からはまったく明らかではなく、むしろ憲章の文言だけに基つけば、まったく逆の見解が示唆される」と述べる。第1に、憲章第39条には「勧告」という文言があり、憲章

⁴⁰ L. M. Goodrich and E. Hambro, *Charter of the United Nations: Commentary and Documents* (World Peace Foundation, 1946), p.122.

第7章手続における「勧告」が拘束的効果を持つのであれば、「決定」とは相対立する「勧告」という用語の使用に頼ることができるのかどうかまったく明確ではない。第2に、「決定」と「勧告」が用語としては互換可能であることを指摘する。例えば、憲章第27条3項にいう「決定」は憲章第6章に基づく勧告の形成にも適用される。また憲章第6章においても憲章第37条2項⁴¹で「第36条に基づく行動をとるか、適当と認める解決条件を勧告するかのいずれかを決定しなければならない」と規定されている。ただ、サンフランシスコ会議で、ベルギー代表がアメリカ代表の発言に対してより広く異なる意味を付してしまったのに、その場では誰も異議を唱えず、ベルギー代表の発言を修正しなかったのは、遺憾ながら事実であることもベケットは認めている。

その上でベケットは、準備作業の使用に関して旧裁判所の判決や勧告的意見から導き出される3つの解釈規則について、ショークロスに説明する。第1に、条約の意味が条文から明快である場合には、条約制定会議の準備作業は異なる解釈を導き出すためには使用できない。第2に、準備作業はその意味を決定するには用いられ得ないし、また会議に参加していない条約当事国に対しては許容されない。仮に準備作業が公刊されていたとしてもそのことには変わりがない。第3に、第2のルールに従うことを条件に、もし条文が明確でない場合には、条約の意味するところを確かめるために準備作業は許容されうる。したがって問題は、本件において憲章の条文、特に第25条が明確で、準備作業を全く用いる必要がないということを裁判所に納得させることができるかどうかである、と指摘する。

そして、本件においては管轄権に関して争いの余地があることをベ

⁴¹ 憲章第37条2項の英語テキストは以下のとおりである。'If the Security Council deems that the continuance of the dispute is in fact likely to endanger the maintenance of international peace and security, it shall decide whether to take action under Article 36 or to recommend such terms of settlement as it may consider appropriate.'

ケットは認め、次の2つの事態を想定する。第1の事態は、アルバニアが先決的抗弁を提出する場合で、その場合には本案に進む前に管轄権の問題が争われて、決定されるだろうとショークロスにベケットは説明した。第2の事態は、アルバニアの不出廷である。この点について、ベケットは規程第53条に基づいて、裁判所に管轄権があることを納得させなければならないが、管轄権があると納得しない限り裁判所は事件を取り扱わないという点で東部カレリア事件がこのことについて関係があるかもしれない、と指摘する⁴²。しかし、アルバニアは本件紛争に関して憲章上の加盟国の義務を引き受けている以上、問題は憲章の解釈そのものである、と述べる。この点、本件ではアルバニアは憲章上の義務を引き受けたが、東部カレリア事件ではソ連は国際連盟の管轄権を受け入れるのを完全に拒否した点で本件とは異なることをショークロスに説明した。

アルバニアが国連加盟国でも規程当事国でもないという点に関しては、裁判所規程の非当事国に国際司法裁判所の利用を開放する手続を安保理は決議第9号で定めたが、その手続に基づく宣言をアルバニアが行わない事態をベケットは憂慮していた。その場合には、問題は次の2つのどちらかについて裁判所に決定してもらうことになるであろう、とショークロスに説明した。第1に、アルバニアが宣言をしようとしまいと、憲章に基づいて裁判所が管轄権を有するかどうかという問題である。第2に、アルバニアが法的にそのような宣言をする義務があり、その不履行が、安保理の決定したところのイギリスへの司法的救済 (the remedy before the Court) を奪うことでアルバニアに有利に作用しないように説得できるかどうかである。ベケットとしては、規程第35条2項⁴³にある「現行諸条約の特別の規定を留保して」という文言の「現行諸条約」に国連憲章そのものを含めて、本件のような状況では規程第

⁴² 東部カレリア事件は勧告的意見手続であり、この点について訴訟手続である本件とは異なるが、東部カレリア事件は典型的な意見裁判であったので、ベケットは特に訴訟手続と勧告的意見手続の区別をしなかったのであろう。

35条2項に基づく宣言は必要ではなく、アルバニアの宣言が満たすべき根拠は憲章によって満たされているという解釈をショークロスに説明した。

その上で、訴訟の始め方についてベケットはショークロスに相談した。すなわち、アルバニアに自発的に決議に従う用意があるかどうか確認すべきか、それとも裁判所が管轄権を有することを前提に、アルバニアが何をやるにせよ、訴訟を一方的に開始してしまうべきかという問題であった。外務省内では、アルバニアに連絡を取ることは、イギリスが裁判所の管轄権に関して自信がないことを示唆してしまうことになるということで、後者に傾きつつあった。そこで、ベケットは、訴訟の開始の仕方について規程第40条1項⁴⁴をショークロスに説明し、裁判所が憲章を根拠に管轄権をもつと主張するのなら、「書面による請求」(written application)によって訴訟を開始しなければならないと説明した。

1.2. 弁護団の結成

ところで、4月22日付の書簡では弁護団⁴⁵の編成に関して、ベケットはショークロスに以前に行った説明も喚起していた。すなわち、1946

⁴³ 原文では‘Article 36 (2) of the Court Statute’となっているが、それでは意味が通らないし、また規程第36条2項にはそもそも該当する文言がない。やはり規程第35条2項の間違いであると思われるので、本稿ではそのように訂正して記載している。

⁴⁴ 規程第40条1項の英語テキストは以下のとおりである。‘Cases are brought before the Court, as the case may be, either by the notification of the special agreement or by a written application addressed to the Registrar. In either case the subject of the dispute and the parties shall be indicated.’

⁴⁵ 本研究においては、弁護団 (litigation team) と代表団 (delegation) は区分しておく。弁護団が代理人と補佐人から構成されるのに対し、代表団には、例えばショークロスやベケットのそれぞれの個人秘書及び海軍省関係者など、弁護団を支える人材も含まれる。なお、コルフ海峡事件においては弁護団並びに代表団ともに、実質的にはマーヴィン・ジョーンズが裏方として責任を持っていたようで

年1月5日にイギリス領ホンデュラスに関する紛争⁴⁶について国際司法裁判所を活用するにあたっての弁護団の結成に関する書簡⁴⁷をベケットはショークロスに渡していたが、その書簡では次のような説明があった⁴⁸。第1の説明は、国際訴訟の性質についてである。第2の説明は、過去の弁護団の構成についてである。第3の説明は、弁護団に関する将来への示唆についてであった。

まず国際訴訟の性質について、ベケットは口頭弁論よりも書面陳述の重要性を強調した。また、代理人 (Agent) はイギリス国内の訴訟での事務弁護士 (solicitor) みたいなものであるとして、法的には訴訟追行⁴⁹を管理する立場ではあるが、法務長官が補佐人で、「あまり重要ではない公務員」(a not very important Governmental official) が代理人なる場合には、実際の事実には対応していないのは言うまでもない、と説明した。さらに、書面手続の準備がかなりの重労働で、かつ最も重要なものなので、弁護団の構成にはこの事実を考慮に入れてほしいと述べている。

また過去の弁護団の構成について、ベケットは以下のように説明した。公式の手引書には、外務省法律顧問の職務の一部として「イギリス政府が国際仲裁裁判所または司法裁判所に関与する事件で、その訴訟を追行することが必要な場合に、訴訟追行の措置を取ること」⁵⁰が挙げられて

ある。

⁴⁶ イギリス領ホンデュラス (現在のベリーズ) とグアテマラとの国境紛争については、拙稿「前掲論文」(注3) 113頁注214。

⁴⁷ TNA, FO 371/66890, R5509, Beckett to Shawcross, December 1945.

⁴⁸ 第4の説明は、グアテマラとの紛争付託についてであるが、コルフ海峡紛争には関係がないので、ここではその説明は省略する。

⁴⁹ 本研究では、訴訟追行 (conduct of litigation) は、国際訴訟活動のうち主に弁護団の実務的活動を指す。

⁵⁰ 当該個所の英語テキストは以下のとおりである。‘make arrangements for the conduct of cases in which H.M.G. are engaged before international arbitral tribunals or courts, and where necessary to conduct such cases.’

いるが、1928年に常設国際司法裁判所の事件に関しては、外務省は法務長官と相談し、訴訟追行に関して法務長官の指示を仰ぐことになった。また、事件がイギリス政府の重要な利益が関わる場合には、政府法務官か法務長官の選んだ指導的補佐人が弁護団長になることが慣行であると理解されているとして、そのような過去の弁護団の国際訴訟追行について説明し、今後の国際訴訟追行に関して次のような提案を行った。

- 「(a) イギリス政府が国際司法裁判所の事件に関わる場合は常に、外務省法律顧問は取られるべき措置に関して法務長官の指示を仰ぎます。
- (b) 一般的に事件がイギリスの直接的な利益にきわめて差し迫って重要である場合には、政府法務官（または法務長官が選ぶ指導的な補佐人）がイギリス弁護団を指揮すべきです。
- (c) 上記の条件に従って、特定の事件にとって最善と思われることに照らして、代理人と補佐人からなる弁護団が結成されるべきです。」

続けてベケットは、外務省法律顧問が政府法務官と法曹からの補佐人を含む弁護団に参加し、もし適切であるのであれば、訴訟全体を進行する方がよいかもしれない⁵¹、と示唆する。さらにファキーリ⁵²の例を挙げ、

⁵¹ この書簡では、ベケットは外務省法律顧問に代わって、「植民地が関係する場合には植民省法律顧問（Legal Advisor of the Colonial Office）であってもかまわない」と述べているが、これは、この書簡がそもそもイギリス領ホンデュラスとグアテマラとの国境紛争に関するものだからである。

⁵² Alexander Pandelli Fachiri (1887?-1938?) 現在のところは、詳しい経歴は不明。1912年にインナー・テンプル所属の法廷弁護士になる。ベケットの報告書によれば、1945年の時点ではすでに逝去していたようである。この点につき、1938年の*Law List*には氏名の記載があるが、1939年の*Law List*には記載がないので、1938年に逝去したと思われる。著作には、*Permanent Court of International Justice: Its Constitution, Procedure and Work*, 2nd ed. (OUP, 1932) などがある。なお、

国際法の知識だけでなく国際訴訟実務にも長けた専門家を育成すべきであるとして、若手の法廷弁護士 (barrister) も弁護団に入れるべきだと進言した。

それからベケットは書面陳述作成の話に移り、書面陳述は第1稿を準備する人物がそれに専念し、それを他の関係者が議論をするという方式で行い、最終的には法務長官か指導的補佐人の承認をもらう必要がある、と説明した。また過去の経験からいって、書面陳述の主たる業務は外務省内で行うのがもっとも便宜に適うが、そうでなければ若手の法廷弁護士に資料をすべて渡して委任して、書面陳述を作成してもらうのもよい、と述べた。

4月24日付のベケットへの返答において、ショークロスは弁護団を自ら指揮することを望んだ⁵³。そして、ベケットと相談して代理人と補佐人を決めることになった。5月12日にベケットとショークロスは会合を持ち、その結果、コルフ海峡事件の先決的抗弁手続におけるイギリス弁護団の陣容は以下のようなものになった⁵⁴。

代理人は、外務省法律顧問のベケットである。補佐人として法務長官

妻はヴァイオリニストのアディラ・ファキーリ (Adila Fachiri, 1889-1962) である。
<http://www.christopherlong.co.uk/gen/vlastogen/fg01/fg01_477.html> (2010年8月20日確認) また、ファキーリ本人もチェリストとして活躍していたようである。

⁵³ TNA, FO 371/66890, R5762, Shawcross to Beckett, 24 April 1947.

⁵⁴ TNA, FO 371/66890, R6503, Minutes by Pinsent, 13 May 1947.

⁵⁵ Claud Humphrey Meredith Waldock (1904-1981) スリランカのコロンボに茶園農主の4男として生まれる。オックスフォード大学でシヴィル・ロー学士号(BCL)を取得後、1928年に 그레이ズ・イン所属の法廷弁護士になる。1930年にブレーズノーズ・カレッジの研究員 (fellow) に選ばれる。第2次世界大戦中は海軍省に所属し、中立法や捕獲法に関する業務に携わり、その興味を土地法から国際法へと移すことになった。以後、イギリス政府の国際法実務に深く関わるようになる。1947年にオックスフォード大学のチチリー講座担当教授 (Chichele Professor of Public International Law) になる。1961年から1972年まで国連国際法委員会委員になり、条約法の特別報告者として条約法条約の原案を作る。1954

のショークロス、オックスフォード大学教授のウォルドック⁵⁵、また管轄権段階ではケンブリッジ大学教授のローターバクト⁵⁶が参加することとなった。外務省側の事務方としてマーヴィン・ジョーンズ⁵⁷が参加し⁵⁸、将来を嘱望される若手の法廷弁護士としてウィルバーフォース⁵⁹が加わった。ショークロスの事務方は法務長官室 (Attorney General's

年から1961年まで欧州人権委員会委員も勤め、1966年には欧州人権裁判所判事に就任、1971年から1973年まで欧州人権裁判所所長も勤める。1973年に国際司法裁判所判事に選ばれる。1979年には国際司法裁判所所長に就任するも、1981年8月に在職中に逝去した。See I. Brownlie, 'Waldock, Sir (Claud) Humphrey Meredith' 56 *ODNB* 782.

⁵⁶ Hersch Lauterpacht (1897-1960) 1897年に当時はハプスブルク帝国領（戦間期ではポーランド領、現在はウクライナ領）のルヴォフ近郊に生まれる。1918年にルヴォフ大学からウィーン大学に移り、そこで国法学教授であったハンス・ケルゼン (Hans Kelsen) の影響を強く受ける。1921年に法学博士号 (Dr. Jure.) を取得、その翌年の1922年に政治学博士号 (Dr. Sc.Pol.) を取得する。1923年に渡英し、LSEでマクネアの指導の下で両法博士号 (LL.D.) を得る。LSEで助教授 (Reader) を勤めた後に、1938年にケンブリッジ大学のヒーウェル講座担当教授 (Whewell Professor of International Law) となる。1952年に国連国際法委員会委員に、また1955年に国際司法裁判所判事に就任する。しかし、就任してから5年後の1960年に逝去した。See C. J. Hamson, 'Lauterpacht, Sir Hersch' 32 *ODNB* 714; Lord McNair, 'Hersch Lauterpacht 1897-1960' (1961) 67 *Proceedings of the British Academy* 371; E. Lauterpacht, *The Life of Hersch Lauterpacht* (CUP, 2010).

⁵⁷ John Mervyn Jones (1911-1955?) 現在のところ詳細は不明。著作には *Full Powers and Ratification: A Study in the Development of Treaty-Making Procedure* (CUP, 1946)、*British Nationality Law and Practice* (OUP, 1947)、*British Nationality Law*, revised ed. (OUP, 1956) などがある。1946年から1948年まではケンブリッジ大学のゴンヴィル・アンド・キーズ・カレッジの研究員であった。1949年に外務省研究課 (Research Department) に法律職員として入省する。[1949] *FOL* 45. See also A. W. Brian Simpson, *Human Rights and the End of Empire: Britain and the Genesis of the European Convention* (OUP, 2001), p.42, footnote (161). グレイズ・イン所属の法廷弁護士。また *British Nationality Law* の時点では両法博士号 (LL.D.) を取得している。しかし、1957年のパリオ (Clive Parry) の論文には、'the late Dr Mervyn-Jones' という表現があることから、パリオの論文の執筆時点ではすでに死去していたと推測される。C. Parry, 'Towards a "British Digest" ' (1957) 6

Office) のリード⁶⁰が担当することとなった⁶¹。

1.3. 請求訴状の提出

5月12日にショークロスとベケットは会合を持ったが、その場で直ちにアルバニアを相手に訴訟を開始することが決定された⁶²。そこでベケットは、請求書状をその翌日に在オランダ・イギリス大使館に送った。そして在オランダ・イギリス大使館は5月22日に請求訴状を国際司法裁判所書記に提出した⁶³。

請求訴状では管轄権の根拠として次の3点を挙げた。すなわち、(1)

ICLQ 657 at p.666. この点につき、1955年の*Law List*には氏名が記載されているものの、1956年の*Law List*には名前がないことから、死亡年は1955年と推定される。

⁵⁸ TNA, FO 371/66890, R5249, Note by Beckett, 16 April 1947.

⁵⁹ Richard Orme Wilberforce, Baron Wilberforce (1907-2003) 1907年にインド高等文官 (Indian Civil Service) の家庭に生まれる。オックスフォード大学を卒業後、1931年にミドルズ・テンブル所属の法廷弁護士となる。1964年から1984年まで法律貴族を務める。また国際法協会 (ILA) 会長 (1966-1988) も務める。さらにイギリス仲裁裁判官団の仲裁裁判官でもあった。See P. Neil, 'Wilberforce, Richard Orme, Baron Wilberforce (1907-2003)' ODNB Online ed. <<http://www.oxforddnb.com/view/article/89469>> (2010年8月26日確認); I. Brownlie, 'Richard Orme Wilberforce 1907-2003' (2003) 74 *BYIL* 1.

⁶⁰ Maurice Ernest Reed (1908-1975) ケンブリッジ大学を卒業後、グレイズ・イン所属の法廷弁護士となる。1935年から1948年まで法務長官室で法務補佐 (legal assistant) を務める。ニュルンベルク裁判にもショークロスの補佐役で参加している。法務秘書 (Legal Secretary) を経て、1950年から1971年まで保護裁判所 (Court of Protection) の次長 (The Deputy Master in Lunacy) を務めた。[1971-1980] 8 *Who Was Who* 659.

⁶¹ デイリー・テレグラフは1948年1月30日付でこのニュースを伝えている。TNA, ADM 116/5758, M6163.

⁶² TNA, FO 371/66890, R6503, Minutes by Pinsent, 13 May 1947.

⁶³ Letter from the Agent of the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the Registrar, International Court of Justice, the Hague, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.1, pp.8-9.

安保理決議第 22 号、(2) 本件におけるアルバニアの国連憲章上の義務の受諾、(3) 国連憲章第 25 条である。

また、イギリス政府の主張として次の 5 点が挙げられた。第 1 に、アルバニアはコルフ海峡におけるその領水内に機雷を敷設した、または機雷の敷設を知っていたが、1907 年ハーグ第 8 条約（自動触発水雷ノ敷設ニ関スル条約）第 3 条⁶⁴ 及び第 4 条⁶⁵ 並びに国際法の一般原則及び人道性が通常に要請するところによって求められる機雷の存在について通知を行わなかった。第 2 に、敷設された機雷によって 2 隻の駆逐艦は深刻な損害を被り、44 名が死亡した。第 3 に、上記の人命の喪失と艦艇の損害はアルバニアの国際義務の不履行と、人道性が求める要請に従って行動しなかったことによる。第 4 に、人命の損失と艦艇の損害に対してアルバニア政府は国際責任を有し、イギリス政府に賠償を行う、または賠償金を支払う義務を有することを国際司法裁判所は決定しなければならない。第 5 に、裁判所は賠償または賠償金を決定しなければならない。その上で、ベケットは自分が代理人であることを述べた。こうして国際司法裁判所でのコルフ海峡事件が始まった。

2. 先決的抗弁手続

コルフ海峡事件における先決的抗弁手続は、1947 年 12 月 9 日のアル

⁶⁴ ハーグ第 8 条約第 3 条の英語テキストは以下のとおりである。‘When anchored automatic contact mines are employed, every possible precaution must be taken for the security of peaceful shipping. The belligerents undertake to do their utmost to render these mines harmless after a limited time has elapsed, and, should the mines cease to be under observation, to notify the danger zones as soon as military exigencies permit, by a notice to mariners, which must also be communicated to the governments through the diplomatic channel.’

⁶⁵ ハーグ第 8 条約第 4 条の英語テキストは以下のとおりである。‘Neutral Powers which lay automatic contact mines off their coast must observe the same rules and take the same precautions as are imposed on belligerents.’

バニアによる先決的抗弁の提出から始まった。この手続は書面手続と弁論手続から構成されるが、1948年1月19日にイギリス弁護団は意見書を提出した。また口頭弁論は同年2月26日から3月5日まで断続的に開催された。判決は3月25日に下されることになる。

2.1. アルバニアの管轄権受諾

イギリスの一方的提訴でコルフ海峡事件は始まったが、その進行は遅々としたものであった。6月中旬にベケットは国際司法裁判所所長のゲレロと裁判所書記のハンブローと会合を持ったが、その時点ではまだアルバニアから裁判所に返答はまったく届いていなかった。そこで、ゲレロはアルバニアに7月5日までに代理人を指名するように電報を打つつもりであるとベケットに語った⁶⁶。

ところで、アルバニアの管轄権受諾問題については、アルバニアの国連加盟申請に関する安保理での審議にも触れておく必要がある。なぜなら、アルバニアの国連加盟問題がその国際司法裁判所の管轄権受諾に関わるからである。アルバニアは1946年1月25日に国連への加盟を申請していたが、同じく1946年に加盟を申請していたモンゴル、トランスヨルダン、アイルランド、ポルトガルなどの加盟申請と共に、安保理は加盟に関する勧告を採択していなかった⁶⁷。そこで、国連総会が1946年11月19日に安保理に上記5カ国の加盟審査の再検討を求めたため、安保理は1947年7月8日の第152回会合で加盟承認委員会(Committee on Admission of New Members)による再検討を決定していた⁶⁸。

そのような国連加盟に関わる状況において、アルバニアは国際司法裁

⁶⁶ TNA, FO 371/66890, R5762, Beckett to Shawcross, 18 June 1947.

⁶⁷ 1946年8月における加盟承認委員会でのアルバニアの加盟審査については、*SCOR First Year (1946), Supplement*, No.4, pp.56-64.

⁶⁸ *SCOR Second Year (1947)*, No.55, pp.1229-1232. なお、加盟承認委員会での再検

判所書記に7月2日付の書簡⁶⁹を7月21日に送った⁷⁰。その書簡では、イギリスの一方的提訴が不適切であると批判し、アルバニア政府と合意に達するべきであったと批判した。それにも拘わらず、アルバニアは安保理決議第22号を受諾し、出廷する用意があると述べた。また、在フランス・アルバニア全権公使のユーリ（Kahreman Ylli）を代理人に指名した。

所長のゲレロは7月31日に命令を出した⁷¹。その命令では、アルバニアの書簡が1946年規則第36条にいう文書を構成する⁷²ことを踏まえて、イギリス政府の申述書（Memorial）の提出を10月1日とし、アルバニア政府の答弁書（Counter-Memorial）の提出を12月10日に設定した。そのため、ベケットたちは、アルバニアが裁判所の管轄権を受諾したと認識して⁷³、申述書の作成を急ぎ、膨大な付属文書と共に9月30日に期日通りに提出するに至った⁷⁴。

討では、裁判所へのアルバニアの書簡について国連事務次長補が説明したが、アルバニアによる裁判所の管轄権受諾が唯一の理由ではないとして、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、中華民国、コロンビア、フランス、アメリカがアルバニアの国連加盟資格に疑義を表明した。またイギリスもギリシャ国境問題を理由に反対した。*SCOR Second Year (1947), Special Supplement, No.3, Report of the Committee on the Admission of New Members, pp.4-8.*

⁶⁹ 当該書簡の文面については、「資料3 1947年7月2日付のアルバニア政府の書簡」を参照されたい。

⁷⁰ TNA, FO 371/66891, RI0561.

⁷¹ Corfu Channel Case, Order of 31 July 1947, *ICJ Reports 1947*, p.4.

⁷² したがって、この時点でパスーストやベケットが懸念した規程第35条2項に基づくアルバニアの裁判所利用資格の問題は解決したことになる。

⁷³ TNA, FO 371/66891, RI0529, New York to FO, 31 July 1947.

⁷⁴ Memorial submitted by the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, *ICJ Pleadings, Corfu Channel Case, vol.1, pp.19-52.* なお、付属文書は、pp.54-403.

2.2. 書面手続

1947年12月10日はアルバニアの答弁書の提出期限であったが、アルバニア弁護団は12月9日に先決的抗弁を提出した⁷⁵。先決的抗弁をアルバニアが提出するに至ったのは、1947年8月18日の安保理の第186回会合でアルバニアの加盟申請が否決された⁷⁶ためであると考えられた⁷⁷。

アルバニアの先決的抗弁の趣旨は大きく分けて2点ある。第1に、請求訴状の手続的不正規性である。すなわち、アルバニアとイギリスの間には規程第36条1項に規定する「現行諸条約」はなく、したがって、イギリス政府は一方的提訴では紛争を付託できず、特別協定の通告によって紛争は付託されなければならない。第2に、安保理決議第22号の拘束的効果の否定である。すなわち、(a) 安保理決議第22号は勧告であり、事実上当然には規程第36条1項の「国連憲章に特に規定する事項」を構成しない。また (b) 憲章第32条の意味における1月20日の国連事務総長代理の招請を遵守するにあたって、アルバニアは「本件において、国連加盟国が類似の事件で推定するであろうすべての義務を」受諾したが、安保理決議第22号は勧告である以上、その義務は事実上当然には「国連憲章に特に規定する事項」には該当しない。さらに、(c) 安保理決議第22号は勧告であって、イギリスとアルバニア両国の同意と受諾なしには拘束力を持たないがゆえに、両当事者は国際司法裁判所への出廷を強制されない。

そして、先決的抗弁においてアルバニアは、次の2つの申立を行った。

⁷⁵ Exception préliminaire du gouvernement albanais, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.2, pp.9-12.

⁷⁶ *SCOR Second Year (1947)*, No.78, pp.2033-2037.

⁷⁶ TNA, FO 371/66891, R10561.

⁷⁷ Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.66.

第1の申立は、安保理の勧告を受け入れるにあたって、規程の諸規定に従って当該紛争を国際司法裁判所に付託する義務のみをアルバニア政府が負うことを記録することである。第2の申立は、イギリス政府の請求訴状が、規程第40条1項及び第36条1項に違反し、受理不能⁷⁸であるという判決を下すことである。

そこで、ゲレロ所長は本案手続を停止し、アルバニアの先決的抗弁に関するイギリス政府の書面陳述の提出期限を1948年1月20日に設定した⁷⁹。これに対し、イギリス弁護団はアルバニアの先決的抗弁に対する意見書を1月19日に提出した⁸⁰。

その意見書において、イギリス政府は次の9点を主張した。第1に、イギリス政府は安保理の勧告を遵守している。第2に、イギリス政府の請求訴状の提出後にアルバニア政府は1947年7月2日付の書簡において、安保理の勧告を完全に受諾し、国際司法裁判所に出廷して、管轄権を受諾する用意があると述べている。第3に、アルバニアの書簡は、1947年4月9日の安保理決議と合わさって、裁判所所長によって、規程非当事国の出廷について定めた安保理が定めた条件を満たす文書として受け入れられた。第4に、このような状況において、1947年7月31日の命令を下し、かつ本件紛争に関する裁判を進める管轄権は十分に成立したのであって、イギリスの請求訴状とアルバニアの7月2日付の書簡でもって、両当事者は本件紛争を明確に裁判所に付託した。第5に、規程第40条は、規程第36条1項により管轄権が確立した事件における

⁷⁸ アルバニアが問題としたのは裁判所に管轄権がないということよりも、イギリス政府の一方的提訴が不正規であるという点にあるので、管轄権に関する抗弁ではなく、請求の受理可能性に関する抗弁として提出したのだと思われる。しかし、学術的には、これはむしろローゼン (Sh. Rosenne) の指摘する付託可能性の抗弁 (objections to receivability) の問題であろう。この点については後述する。

⁷⁹ Corfu Channel Case, Order of 10 December 1947, *ICJ Reports 1947*, p.7.

⁸⁰ Observations and Submissions of the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.2, pp.14-24.

裁判所の活動のための形式的な基礎を単に定めたものであって、裁判所規程にも裁判所規則にも請求訴状によって始められた訴訟手続を妨げるものはない。第6に、さらには1947年4月9日の安保理決議の遵守に関して、イギリス政府とアルバニア政府との間に実質的な合意がある。第7に、仮に本件訴訟を開始するにあたって、形式的な不正規性があったとしても、1947年7月2日付の書簡によってアルバニア政府は異議を申し立てることを放棄し、裁判所の管轄権に同意を与えたことで、この不正規性は治癒された。第8に、管轄権に同意をいったん与えた以上、アルバニア政府はその同意を撤回できない。第9に、1947年7月31日の所長の命令は明らかにアルバニア政府が確定的に管轄権を受諾したということに基づいて進められており、アルバニア政府が管轄権の問題を蒸し返すことはできない。このようにイギリス弁護団の意見書は、全面的に応訴管轄 (*forum prorogatum*)⁸¹ に基づくものである。また国連憲章第25条の適用については、請求訴状で述べられた管轄権の根拠を主張する権利を保留した上で、意見書では主張しなかった。

その上で、イギリス政府は2点の申立を行った。第1に、アルバニアの先決的抗弁を棄却することである。第2に、アルバニア政府に1947年7月31日の所長命令を遵守し、さらなる遅延なく答弁書を提出するよう命じることであった。

1月21日には、アルバニアが特別選任裁判官 (Judge *ad hoc*) としてスロヴァキア国民裁判所長官 (President of National Court of Slovakia) のダクスナー (Igor Daxner) を指名したことを、裁判所書記のハンプローはマーヴィン・ジョーンズに伝えた。特別選任裁判官に不服がある場合には、他方の当事者はそれに対して異議を述べることができるが、パレスチナ問題で国連総会に出席しているベケットが不在の中、マーヴィン・

⁸¹ 応訴管轄とは、請求訴状提出後に被告の同意を得ることで成立する裁判所の管轄権の形態のことである。邦語文献では、杉原高嶺『国際裁判の研究』(有斐閣、1985年) 1-71頁。

ジョーンズはフィッツモーリスのほか関係部署と意見を交換し、ダクスナーの指名には異議を申し立てないことにした⁸²。ダクスナーの国際法に関する資質は疑わしいものの、仮にそうであれば、そちらの方がイギリスに有利に働くとの判断があったからである。

ところで、外相のベヴィンは、もし国際司法裁判所が管轄権を否定する場合には、議会はこの状況に我慢できないであろうと心配していた。しかし、1月26日の時点でベケットら外務省法律顧問たちは、裁判所が管轄権を否定しないことを確信していた⁸³。こうして、先決的抗弁手続は口頭弁論に移って行った。

2.3. 口頭弁論手続

口頭弁論は1948年2月26日の木曜日に始まった。国際司法裁判所での初めての口頭弁論である。15人の判事全員に加え、アルバニアの特別選任裁判官のダクスナーも審理に参加した。口頭弁論が開始する前に、両国の代理人は国際司法裁判所を讃える演説を求めて許可された⁸⁴。まず、イギリスを代表してショークロスが国際社会における法の支配を讃える演説を行い、その後にアルバニアを代表してユーリがやはり裁判所に敬意を表すメッセージを送った。

管轄権段階におけるイギリス弁護団は、代理人のベケットのほか、ショークロス、ローターパクト、ウォルドック、ウィルバーフォース、マーヴィン・ジョーンズ、リードから構成された⁸⁵。そのうち、弁論を行うのはショークロスとベケットである。

⁸² TNA, FO 371/72098, R1171.

⁸³ TNA, FO 371/72098, R1450.

⁸⁴ この演説は *ICJ Pleadings* には採録されていない。ショークロスの演説原稿は、FO 371/72098, R2552。また、両者の演説内容については FO 371/72098, R3153。

⁸⁵ 先決的抗弁手続におけるイギリス弁護団の写真は、E. Lauterpacht, *op. cit.*, Plate 16.

他方で、アルバニアは、代理人のユーリのほかはチェコスロヴァキアのプラハにあるチャールズ大学のヴォチョッチ (Vladmir Vochoč) とユーゴスラヴィアのザグレブ大学のラベンナ (Ivo Lapenna) という2人の国際法の教授が参加した。弁論を行うのはユーリとヴォチョッチであった。

2月26日の午後には、アルバニア政府の代理人であるユーリの口頭弁論が始まった⁸⁶。アルバニアは特別協定を締結しておらず、規程第36条の選択条項も受諾していない以上、イギリス政府は請求訴状で国際司法裁判所に事件を付託することができず、安保理決議第22号と国際司法裁判所規程に従った唯一の合法的付託方法は特別協定の提出である、と述べた。また、イギリスの一方的提訴は国際法の原則や裁判所規程第36条と第40条に違反しており、受理不能であると指摘した。そして、イギリス政府の一方的に押し付けるようなやり方は受忍できないとして、7月2日付の書簡で述べたイギリスの請求訴状の手続的不正規性を争う権利を行使するに至ったと説明した。

ユーリの短い弁論に続けて、ヴォチョッチの弁論は2月26日午後から28日の午前中まで行われた⁸⁷。まず、ヴォチョッチは、請求訴状におけるイギリスの主張について攻撃を加えた。すなわち、イギリスの請求訴状での主張が、(a) 憲章第36条に基づく安保理の勧告、(b) 憲章第32条に基づく安保理への招待に対するアルバニアの憲章上のすべての義務の受諾、(c) 憲章第25条の3つの根拠によって、「憲章に特に規定する」という規程第36条1項の文言にしたがって義務的管轄権が発生したというものであると理解した上で、イギリスの主張が「憲章に特に規定する」場合に該当しないと論じた。憲章第36条に関しては、国連憲章の準備作業に基づいて、安保理は憲章第7章下では拘束力ある決定を下せるが、憲章第36条に基づく勧告には拘束力がない。またアル

⁸⁶ Exposé de M. Kahreman Ylli, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.15-18.

⁸⁷ Exposé de M. Vochoč, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.19-50.

バニアの憲章上の義務の受諾については、憲章第 32 条が規程第 35 条 2 項にも 1946 年裁判所規則第 36 条にも触れていないとして、アルバニアの憲章上の義務の受諾が裁判所利用資格を与えるものではない、と主張した。さらに、規程第 36 条 1 項の「憲章に特に規定する」という文言について、本来は削除されるべきものが間違いで残ってしまったことを準備作業に基づいて主張した。したがって、イギリス政府が主張した規定が存在しないとしたら、イギリス政府は請求訴状で国際司法裁判所に事件を係属させることができない、と結論付けた。

次に、アルバニアの先決的抗弁に対するイギリスの意見書に関して、ヴォチヨッチは応訴管轄の話に移り、1934 年旧裁判所規則改正会議での議論をもとに、規程第 40 条では応訴管轄を否定し、強制管轄権の場合でなければ請求訴状は無効であって、アルバニアの 7 月 2 日付の書簡では治癒されないと主張した。次に憲章第 36 条 3 項と規程第 36 条 1 項にある「当事者」(les parties) が複数形になっていることに着目し、「当事者」が複数形になっている理由を法律家諮問委員会による旧裁判所規程の準備作業まで遡って検討した上で、安保理決議第 22 号は両当事者によって紛争を付託することを定めており、アルバニアが強制管轄権を受諾していない状況では、特別協定の提出が唯一の方法であると説明した。ヴォチヨッチは、アルバニアはイギリスの請求訴状が無効であると考えたが、請求訴状を無視する場合には、規程第 53 条が適用されることを憂慮し、7 月 2 日付の書簡でイギリスの請求訴状の不正規性を争う権利を留保したことを説明した。したがって、問題は管轄権の問題ではなく、国際法上の受理可能性 (la question de la recevabilité) の問題であると指摘して、7 月 2 日付の書簡で国際司法裁判所の管轄権を受諾しつつも、イギリス政府の一方的提訴による「本件における紛争の主題の定義」(une definition de l'objet du différend dans l'affaire) を認めないと結論付けた。

2 月 28 日の土曜日の午前にヴォチヨッチの弁論が終了すると、イギリス弁護団の口頭弁論が始まった。まずショークロスが弁論を行い、29

日の日曜日を挟んで3月1日月曜日の午後にまで行われた⁸⁸。まず、その冒頭でショークロスが特別協定の締結を提案した。そして、その後に応訴管轄の成立を主張した。すなわち、アルバニアの7月2日付の書簡が管轄権の根拠になることを指摘して、仮にイギリスの請求訴状に瑕疵があってもアルバニアの自発的な管轄権受諾により治癒されることを論じた。

また、ショークロスが安保理決議第22号が管轄権の根拠になるとして、次のそれぞれに独立した議論を説明した。第1の解釈論は、安保理のすべての決定は拘束的であり、憲章第25条は「決定」と「勧告」の区別を設けない、というものである。第2の解釈論は、憲章第6章下の安保理の勧告を「解決方法」(methods of settlement)と「解決条件」(terms of settlement)に区分して、後者に関する勧告は拘束的効果を有さないけれども、前者に関する勧告は憲章第25条に基づいて拘束的効果を有するというものである。第3の解釈論は、憲章第36条3項に基づく「国際司法裁判所への付託」に関する勧告は、規程第36条1項にいう「国連憲章に特に規定する事項」に該当し、結果的に裁判所に管轄権を与える、というものである。ショークロスによれば、これら3つの議論は「それぞれに独立的で、代替的な議論」(all independent and alternative arguments)であって、そのうちの一つを先に取り扱ったとしても、そのことはその議論に優先順位を与えるものではなく、それぞれの議論はそれぞれの根拠に基づいていることを説明した。

ショークロスは、国連憲章などの多数国間立法条約 (multilateral law-

⁸⁸ Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.51-96.

⁸⁹ 憲章第24条1項と2項の英語テキストは以下のとおりである。

‘1. In order to ensure prompt and effective action by the United Nations, its Members confer on the Security Council primary responsibility for the maintenance of international peace and security, and agree that in carrying out its duties under this responsibility the Security Council acts on their behalf.

making treaties) については特に準備作業に頼るべきでないことを前提にして、第1の解釈論を説明した。すわなち、憲章第25条は憲章第7章下ではなく、安保理の権限を取り扱った憲章第5章にあることを強調し、憲章第24条⁸⁹に憲章第6章も第7章、第8章及び第12章と共に含まれていることを強調する。そして、憲章第7章はそれ自身で憲章第40条⁹⁰、第41条⁹¹、第48条⁹²及び第49条⁹³などの拘束力の根拠を有するのであって、憲章第25条は憲章第7章においてはまったく余計で

2. In discharging these duties the Security Council shall act in accordance with the purposes and principles of the United Nations. The specific powers granted to the Security Council for the discharge of these duties are laid down in Chapters VI, VII, VIII and XII.'

⁹⁰ 憲章第40条の英語テキストは以下のとおりである。'In order to prevent an aggravation of the situation, the Security Council may, before making the recommendations or deciding upon the measures provided for in Article 39, call upon the parties concerned to comply with such provisional measures as it deems necessary or desirable. Such provisional measures shall be without prejudice to the rights, claims, or position of the parties concerned. The Security Council shall duly take account of failure to comply with such provisional measures.'

⁹¹ 憲章第41条の英語テキストは以下のとおりである。'The Security Council may decide what measures not involving the use of armed force are to be employed to give effect to its decisions, and it may call upon the Members of the United Nations to apply such measures. These may include complete or partial interruption of economic relations and of rail, sea, air, postal, telegraphic, radio, and other means of communication, and the severance of diplomatic relations.'

⁹² 憲章第48条の英語テキストは以下のとおりである。

'1. The action required to carry out the decisions of the Security Council for the maintenance of international peace and security shall be taken by all the Members of the United Nations or by some of them, as the Security Council may determine.

2. Such decisions shall be carried out by the Members of the United Nations directly and through their action in the appropriate international agencies of which they are members.'

⁹³ 憲章第49条の英語テキストは以下のとおりである。'The Members of the United Nations shall join in affording mutual assistance in carrying out the measures decided upon by the Security Council.'

あると指摘する。他方で、憲章第6章には憲章第25条が作用する「決定」が存在しない以上、憲章第6章でも憲章第7章でも憲章第25条の適用範囲に勧告が含まれないのであれば、その意味がなくなることを示唆した上で、憲章第27条の「決定」に「勧告」が含まれることを指摘する。また、条約の解釈方法である目的論的解釈⁹⁴と事後の実行⁹⁵に触れ、憲章第1条1項⁹⁶と第2条2項⁹⁷と3項⁹⁸が一般的義務であり、安保理が憲章第25条に基づいて、このような一般原則がいかにして実施されなければならないかを勧告する権限を有さない限り、そのような義務は「敬虔だが、空っぽな決まり文句」にすぎない、と主張した。そして、「憲章下での正しい見解とは、安保理はその意思を義務となす権限を有する」と述べる⁹⁹。その上で、安保理決議第22号に関わる安保理の議事録に触れ、アメリカ代表、アルバニア代表、オーストラリア代表、ソ

⁹⁴ 「条約はその目的を達成するように解釈されなければならない」という原則のこと。Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.85.

⁹⁵ 「条約当事国が条約の意味をどのように理解していたか知るために、その条約当事国の実行を見ることができる」という原則のこと。 *Ibid.*

⁹⁶ 憲章第1条1項の英語テキストは以下のとおりである。‘To maintain international peace and security, and to that end: to take effective collective measures for the prevention and removal of threats to the peace, and for the suppression of acts of aggression or other breaches of the peace, and to bring about by peaceful means, and in conformity with the principles of justice and international law, adjustment or settlement of international disputes or situations which might lead to a breach of the peace.’

⁹⁷ 憲章第2条2項の英語テキストは以下のとおりである。‘All Members, in order to ensure to all of them the rights and benefits resulting from membership, shall fulfil in good faith the obligations assumed by them in accordance with the present Character.’

⁹⁸ 憲章第2条3項の英語テキストは以下のとおりである。‘All Members shall settle their international disputes by peaceful means in such a manner that international peace and security, and justice, are not endangered.’

⁹⁹ Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.87.

連代表などの各代表の発言を踏まえて、安保理がその決議第 22 号に拘束的効果を持たせる意図を有していたことを主張した。また、3月1日の午後には、紛争の解決条件と解決方法を区分した第2の解釈論と、規程第36条1項に関する第3の解釈論を簡略に説明して、ショークロスは弁論を終了した。

ショークロスの弁論が終了すると、ベケットの弁論が直ちに始められた¹⁰⁰。ベケットはショークロスの説明した3つの解釈論を簡単に要約した後に、旧裁判所の判例を踏まえて条約の解釈規則を説明した。すなわち、文言の通常で自然の意味を重視した解釈規則（文言解釈規則）と「無に帰するよりは有効に解せよ」の規則（the rule *ut res magis valeat quam pereat*）¹⁰¹である。さらに、解釈の補助手段としての準備作業規則についても説明した。

その上で、ベケットは安保理の勧告に関する第2の解釈論を詳細に展開し、あえて準備作業としてサンフランシスコ会議でのベルギー修正案の展開を踏まえて、「解決方法」に関する安保理の勧告が拘束的効果を持ちえることが否定されないことを論じた。さらに、安保理決議第22号が「憲章が特に規定する事項」に該当し、特別協定の代わりに果たすという第3の議論を説明した後に、改めて準備作業に基づく解釈論が適切ではないことを論じた。

3月2日の午後にベケットの弁論が終了したが、その際にユーリは3月8日の月曜日まで審理の延期を申し出た。しかし、裁判所は3月5日の金曜日に口頭弁論の続きを再開することを決定した¹⁰²。

¹⁰⁰ Statement by Mr. Beckett, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.97-127.

¹⁰¹ 実効性の原則（the principle of effectiveness）とも呼ばれる。See Interpretation of Peace Treaties (Second Phase), Advisory Opinion, *ICJ Reports 1950*, p.229. なお、論者によっては、「無に帰するよりは有効に解せよ」の規則は、実効性の原則の一部と考える者もある。See H. Lauterpacht, *The Development of International Law by the International Court* (Stevens & Son, 1958: reprinted by Grotius, 1982), pp.229-230; R. Gardiner, *Treaty Interpretation* (OUP, 2008), pp.159-160.

3月5日の午前は、アルバニア弁護団の反論で始まった。まずユーリが弁論を行った¹⁰³。ユーリは特別協定の締結に関して、本国と電話で相談するだけで特別協定を締結することは不可能であると説明した。その上で、憲章第25条の解釈論に関して安保理の勧告には適用がないことを主張した。また、アルバニアの加盟申請に関するイギリスの姿勢を批判した。さらに、書簡が主権国家の一方的な行為であることから、アルバニアの書簡はアルバニア政府だけが有権的に解釈できるとの議論を展開した。

ユーリに続いて、ヴォチョッチが午後にもわたって議論を展開した¹⁰⁴。ヴォチョッチは繰り返し、憲章第36条3項に基づく勧告には拘束的効果がなく、憲章第25条は憲章第7章だけに適用されると主張した。また、準備作業の使用についても、イギリス弁護団の1人であるローターパクトに言及し¹⁰⁵、常設国際司法裁判所による準備作業の使用を強調した。次に、7月2日付のアルバニアの書簡の解釈に移り、アルバニアの管轄権の受諾は、異議を申し立てるための出廷の受諾であると主張した。

ヴォチョッチの議論の直後に、ショークロスがイギリス弁護団を代表して、再反論を行った¹⁰⁶。まず、ショークロスはユーリの議論を「政治的な演説」であると切って捨てた上で、改めて特別協定への呼びかけ

¹⁰² TNA, FO 371/72098, R3194.

¹⁰³ Réplique de M. Kahreamn Ylli, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.128-134.

¹⁰⁴ Réplique de M. Vochoč, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.135-146.

¹⁰⁵ 後述するように、ローターパクトの持論の一つに、条約解釈における準備作業の使用というものがある。これは、ローターパクトは条約の解釈とは当事国の意思を解明することであると考えていたからである。この点については、拙稿「ハーシュ・ローターパクトの国際法の完全性論再考」『帝京法学』第24巻第2号100-103頁。

¹⁰⁶ Rejoinder by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.147-156.

を行った。そして安保理決議の解釈問題について、アルバニアが出廷意思を否定して、真に争うのであれば、きわめて重要な問題であると反論した。また、アルバニアの国連加盟申請を妨害するために安保理で裁判所の管轄権受諾問題を持ち出したという反論に対して、そのような事実はないことを指摘した。

その後に、憲章第 25 条が憲章第 6 章の勧告には適用されないというヴォチョッチの議論に対して、準備作業に基づく解釈論がいかに不適切かを説明した上で、憲章第 25 条は憲章第 6 章にも第 7 章にも適用されることが意図されていること、憲章第 6 章の勧告に対して憲章第 25 条が機能しなければ、憲章第 25 条は機能しようがないことを指摘した。さらに、アルバニアの書簡はアルバニアだけが解釈できるという主張に対しても、当該書簡の効果と意図を解釈するのは裁判所であると反論した上で、ヴォチョッチの恣意的な解釈を批判した。最後に、裁判所が政治的考慮に惑わされないよう念を押して、弁論を終了した。

ショークロスの再反論が終了すると、ゲレロ所長は、ユーリに対して先決的抗弁で書かれた申立が最終申立 (final submission)¹⁰⁷ であるかどうかを尋ねた。ユーリはこれに肯定的に答えた。またベケットに対しても、ゲレロは意見書における申立が最終申立であるかどうかを尋ねた。ベケットもこれに肯定的に答えた。そこで所長は口頭弁論の閉会を宣言し、判決の言渡し日を後日連絡することを伝えた。こうして、法廷は 18 時に閉廷した¹⁰⁸。

2.4. 特別協定の作成

特別協定の締結については、2 月 28 日土曜日の午後のイギリス弁護

¹⁰⁷ 最終申立とは「各当事国が紛争主題に対して裁判判断を求めるべき項目の最後の結論的主張」とされる。杉原『国際司法裁判制度』211-217 頁。

¹⁰⁸ Sixth Public Sitting (5 III 48, 10 a.m.), *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.14.

団の口頭弁論の冒頭で、ショークロスがアルバニア弁護団に提案していた¹⁰⁹。アルバニアが裁判所の強制管轄権を否定しながらも、自発的になら紛争を付託する用意があると主張していることを考えると、ショークロスには、管轄権に関する議論が「完全に学問的」なものにすぎず、時間の無駄のように思えたからである。ショークロスは、日曜日にアルバニア本国に電話で指示を仰げば、3月1日の月曜日にでもイギリス弁護団は特別協定を締結する用意があると述べた。

これに対してアルバニア弁護団は、裁判所の審理がなかった3月4日にベケットに会いに来て、反論と再反論がなされる3月5日の午前中にも特別協定作成のため裁判所に対して1ヶ月の審理の延期を共同で求めることを提案した¹¹⁰。ベケットはアルバニア弁護団の提案を却下して、ショークロスの提案が今すぐに特別協定を締結し、直ちに裁判所に伝えるものであることを繰り返し説明した。ユーリは、今ただちに協定に署名できる指示を得ていないと述べた。そこで、ベケットは審理の延期には同意できないとユーリに告げた。

他方でベケットは、アルバニア弁護団に対し再度イギリス弁護団としてはショークロスの示唆した方向での特別協定を締結する用意があること、並びに特別協定が締結される場合には、管轄権判決を下すかどうかは裁判所に任せることをただちに裁判所に通告することを外務本省に提案した。外務本省はこのベケットの提案を認めた¹¹¹。実際、3月5日午後のイギリス弁護団の再反論の際に、ショークロスは特別協定を締結する用意はあるものの、さらなる遅滞は認められない旨を述べた¹¹²。

特別協定の締結が現実的なものになるのは、口頭弁論が終了して約2

¹⁰⁹ Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.51-53.

¹¹⁰ TNA, FO 371/72098, R2942, The Hague to FO, 4 March 1948.

¹¹¹ TNA, FO 371/72098, R2942, FO to The Hague, 5 March 1948.

¹¹² Rejoinder by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.148.

週間が経過した3月19日である。アルバニア政府は駐ベオグラード公使を通じて、特別協定案をイギリス政府に渡した¹¹³。イギリス政府はアルバニアの特別協定案¹¹⁴を検討した結果、細かな点を修正することを除けば、特別協定に署名する準備があることを3月23日にベオグラードのイギリス大使を通じてアルバニアに伝えた¹¹⁵。すなわち、1946年10月22日の第1巡洋戦隊の通航権の問題と11月12日と13日の掃海活動の合法性問題を請求事項に含めることにイギリス政府は同意したのである。また、アルバニア政府もイギリスの修正案を受け入れた¹¹⁶。

イギリス政府がアルバニア政府に特別協定を締結する意思を伝えた3月23日に、ベケットはハーグに到着していた。そこで、ベケットは在オランダ・イギリス大使館においてユーリと特別協定の最終的な詰め部分を協議した。アルバニアはすでに、イギリスによるアルバニア原案の修正を受け入れていたので、実際には起草と仏語テキストの再修正に留まった¹¹⁷。

ただ、その起草においては、イギリス海軍の活動に関する2つめの請求事項に「サティスファクション¹¹⁸を与える義務があるかどうか」(is there any duty to give satisfaction) という1文が付け加えられた。機雷の敷設に関しては、「賠償金を支払う義務があるかどうか」(is there any duty to pay compensation) という文言があったが、もう1つの請求事項であるイギリス海軍の活動の合法性に関してはそれに相当する文言が当初はなかったからである。ユーリはその文の追加を求めたが、アルバニア弁護団は自分たちの起草した原案にその1文が入っていなかったこと

¹¹³ TNA, FO 371/72098, R3687, Belgrade to FO, 19 March 1948.

¹¹⁴ TNA, FO 371/72098, R3703, Belgrade to FO, 19 March 1948.

¹¹⁵ TNA, FO 371/72098, R3687, FO to Belgrade, 23 March 1948.

¹¹⁶ TNA, FO 371/72098, R3908, Belgrade to FO, 24 March 1948.

¹¹⁷ TNA, FO 371/72098, R4046, Beckett to Shawcross, 27 March 1948.

¹¹⁸ サティスファクションとは「満足」とも訳されるもので、陳謝や違法性の認定判決など、原状回復と賠償金支払以外の国際責任の解除の仕方である。

から、その要請には根拠が弱いと考えていたようであった。しかし、ベケットはこれを受け入れた。確かに2つの問題に対称性がないことは奇妙な感じがすることのほかに、アルバニア原案を作成したヴォチヨッチがこの誤りで叱責されることを恐れていたようで、個人的に心配したこともあったからでもある。どちらにせよ「賠償金を支払う義務があるかどうか」という文章には、賠償額を決定する権限も含まれると十分に考える根拠があると、ベケットは考えていた。

国際司法裁判所への特別協定の通知については、ベケットが判決言渡し後を主張したのに対し、ユーリは判決言渡し前を望んだ。そこで書記を通じて裁判所所長の意見を求めたところ、所長のゲレロは判決の言渡し後を望んだことから、判決言渡し後に裁判所に特別協定の締結を通知することとなった。

次にどちらが先に発言するかという問題を協議した。ベケットは自分が先に発言する方がよいと考えたが、ユーリも先に発言することを望んだ。そこで、ユーリは敗訴したほうが先に発言すべきだと提案したが、ベケットは、イギリスが勝つと分かっていたので¹¹⁹、「こんな些細な問題はコイントスで決めよう」と提案した。コイントスの結果、ユーリが先に発言することに決まった。こうして、先決的抗弁判決が下される4時間前の3月25日12時に、イギリス政府代理人のベケットとアルバニア政府代理人のユーリとの間で特別協定は締結された¹²⁰。

119 ベケットがハンブローに電話した際に、ハンブローが「その後の手続について特別協定はどのように規定しているか」と質問した。ベケットは「それは裁判所の裁量に任せてある」と答えると、ハンブローは「それはよかった。判決にはその後の（書面）手続きについて定めてしまっているから」とつい述べてしまった。そのため、ベケットはイギリスの勝訴に気がついたとの由である。TNA, FO 371/72098, R4046, Beckett to Shawcross, 27 March 1948.

120 特別協定の文言については、「資料4 1948年3月25日のイギリスとアルバニアの特別協定」を参照されたい。

2.4. 先決的抗弁判決

先決的抗弁判決は3月25日16時に法廷において言い渡された¹²¹。両国の代理人がいるなか、ゲレロ所長が先決的抗弁判決の正文である仏語テキストを読み上げた¹²²。

その先決的抗弁判決において、裁判所は本件手続の事実関係を時系列的に説明した後に、アルバニアの先決的抗弁を検討した。アルバニアの第1申立は1947年4月9日の安保理決議の受諾に関してである。裁判所は、アルバニア政府が勧告を受諾し、その受諾に基づいて規程に従って裁判所に紛争を付託する義務を認めており、その義務は規程の条項に従う場合のみに満たされると指摘した。

判決の焦点はむしろ、イギリスの請求の受理不能に関する第2申立である。裁判所は、アルバニアの主張が特別協定の代わりに請求訴状によって訴訟が開始されたという事実から生じる規程第40条1項上の手続的不正規性と、規程第36条1項上の管轄権の根拠の欠如に関連していたと指摘した。そして、イギリス政府は請求訴状による訴訟の開始と強制管轄権の存在を結びつけた議論を行い、特に国連憲章と裁判所規程の特定の条文を主張したが、裁判所はその点について意見を述べる必要がないとした。それは、アルバニアの7月2日付の書簡が「自発的な管轄権の受諾」を構成するからである、という¹²³。

続けて、アルバニアの7月2日付の書簡について、裁判所は以下のよ

¹²¹ Seventeenth Public Sitting (25 III 48, 4 p.m.), *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.160-161.

¹²² 判決の正文は仏語であるが、本稿はコルフ海峡事件におけるイギリス政府の国際訴訟戦略を検討するものであり、また本件に関するベケットの報告書も英語テキストを参照にしているため、副文ではあるものの英語テキストを基本的に参照にする。但し、英語テキストでは意味が不明確な場合は、正文の仏語テキストを参照にする。

¹²³ Corfu Channel Case, Judgment on Preliminary Objection, *ICJ Reports 1948*, p.26.

うに述べる。その書簡における留保にもかかわらず、アルバニアの書簡は請求の受理可能性の問題や裁判所の管轄権の問題に関するすべての困難を取り除く。すなわち、請求の受理可能性の問題については、「イギリス政府の執った措置における不正規性にもかかわらず、出廷する用意がある」というアルバニア政府の用いた用語は請求の受理可能性に対する異議を提起する権利を放棄したもの以外には理解され得ないとした。また、裁判所の管轄権についても「本件における裁判所の管轄権を受諾する」という7月2日付の書簡は、裁判所の自発的で争い得ない受諾を構成する、と判断した¹²⁴。

その上で、裁判所は応訴管轄について説明をする¹²⁵。すなわち、当事者の同意は裁判所に管轄権を与えるが、この同意は裁判所規程も裁判所規則も特定の形式で表されることを求めているわけではない。また、1946年規則第32条2項も原告に管轄権の基礎を特定することを絶対条件とはしておらず、「可能な限り」(as much as possible) 求めているだけにすぎないのであって、請求訴状による訴訟の開始は強制管轄権の領域だけに限定されているわけでない。請求訴状という手段によって紛争を付託するにあたって、イギリス政府はアルバニア政府に裁判所の管轄権を受諾する機会を与え、アルバニア政府の書簡によってこの受諾はなされたのであって、管轄権の受諾は、特別協定ではなくとも、本件のように2つの個別かつ継続的な行為によって効果が与えられるのを妨げられない、と指摘した。また、安保理決議についても、安保理の勧告が反対の結論を支持するように依拠されたが、そもそもこの行為が共同でなされなければならないとは安保理の勧告は指定しなかったし、また裁判所への事件の付託の方法は、裁判所の活動を律する文書によって規律されていることは、安保理によってその勧告において指摘されている、という。

「本件での裁判所の管轄権の受諾は将来の先例になりえない」という

¹²⁴ *Ibid.*, p.27.

¹²⁵ *Ibid.*, pp.27-28.

アルバニアの書簡の留保の範囲については、アルバニアの書簡の解釈がどのようなものであるのかを決定するのは裁判所であって、この留保は原則を維持し、将来に関する先例の確立を妨げることをのみを意図したものであることは明白である、と指摘する。すなわち、アルバニアがこの留保をなしたのは、本件訴訟のためではなく、将来の判断の完全な自由を確保するためであり、書簡が裁判所の本案管轄権の受諾を意味しない限り先例の問題が生じえないことは明白であって、書簡の留保でもってアルバニアが手続の不正規性に基づいて先決的抗弁を提出し、裁判所の本案管轄権を争うことはできない、と結論付けた¹²⁶。

そして、判決主文において¹²⁷、裁判所は15対1でアルバニア政府の先決的抗弁を棄却した。また、今後の訴答書面の締切期限について、アルバニアの答弁書を1948年6月15日に、イギリスの抗弁書(Reply)を8月2日に、アルバニアの再抗弁書(Rejoinder)を9月20日に設定した。ゲレロ所長に引き続き、裁判所書記のハンプローが判決の主文だけ本件判決の副文である英語テキストを読み上げた。

判決を読み上げてから、ゲレロ所長はダクスナー特別選任裁判官が判決には賛成できないことから、規程第57条によって与えられた権利を行使して少数意見(separate opinion)¹²⁸を付したことを説明した。ま

¹²⁶ *Ibid.* pp.28-29.

¹²⁷ *Ibid.*, p.29.

¹²⁸ 少数意見(separate opinion/individual opinion)には、個別意見(individual opinion/separate opinion)、反対意見(dissenting opinion)及び宣言(declaration)の3種類がある。通常は主文に賛成しているが、理由づけに反対の場合には個別意見であり、主文にも理由づけにも反対の場合は反対意見であり、理由を述べずに自己の立場を簡略に述べるのが宣言とされている。しかし、主文が項目ごとに分かれることもあり、また複雑な事件の場合は特にこの区分に混乱が生じ、結局は各裁判官の主観的な判断に委ねられている。小田滋(酒井啓亘・田中清久[補訂])『国際司法裁判所(増補版)』(日本評論社、2011年)355頁。なお、規程第57条の英語テキストでは少数意見の意味でseparate opinionの語が使われていることから(仏語テキストではopinion individuelle)、現裁判所の初期では少数意見と個別意見の区別ははっきりとせず、双方ともseparate opinionまたはindividual

たバドヴァン次長、アルバレス判事、ウィニアルスキ判事、ゾリチッチ判事、ドウ・ヴィシエー判事、バダウィ・バシャ判事そしてクリロフ判事の7人の裁判官が主文には賛成しつつも、少数意見を付したことも述べた。

国際司法裁判所次長のバドヴァンに少数意見を読み上げるかどうか尋ね、バドヴァンはこれに肯定的に答えて、7人の共同個別意見¹²⁹を読み上げた。7人の共同意見は、裁判所が答えなかった安保理決議第22号に基づく管轄権の問題についてであった。本件が強制管轄権の新しい形であるというイギリス弁護団の主張は説得的ではなかったと指摘して、バドヴァンは以下のように述べた。

「特に(1)『勸告』という用語の通常の意味、すなわち汎米会議や国際連盟や国際労働機関などの実行で裏付けられているようにこの語が外交の文脈において持つ意味に関して、(2) 憲章と、管轄権が同意に基づいているという規程の全体構造に関して、(3) 憲章第36条3項で用いられた文言と、法律的紛争は通常は司法的手段によって解決されるべきであることを安保理に想起しているというその目的に関して、本条項が明確にそう述べることなく多かれ少なかれ内密に強制管轄権の新しい事例を導入したという解釈を受け入れるのは、我々には不可能なように思われた」

そして、「アルバニア政府のために擁護された主張は我々には十分に根

opinion の語が用いられ、混乱していた。しかし、1955年以降、少数意見の意味では individual opinion の語が用いられ、個別意見の意味で separate opinion という語が用いられるようになった。See R. Hoffman and T. Laubner, 'Article 57' in A. Zimmermann et al. (eds.), *The Statute of the International Court of Justice: A Commentary* (OUP, 2006), pp.1203-1204, para.18.

¹²⁹ Corfu Channel Case, Separate Opinion by Judges Basdevant, Alvarez, Winiarski, Zoričić, De Visscher, Badawi Pasha and Krylov, *ICJ Reports 1948*, pp.31-32.

拠があるように思われたが¹³⁰、そこからアルバニア政府が請求訴状による訴訟の開始が不正規であると主張するときに、判決で述べられた理由により、我々にはその議論を受け入れるのが無理であった」と締めくくった。

また、ゲレロ所長はダクスナー特別選任裁判官に少数意見を読み上げかどうか尋ね、ダクスナーもこれに肯定的に答え、自己の反対意見¹³¹を読み上げた。ダクスナーの反対意見は、以下の5点を指摘していた。第1に、憲章第36条3項に基づく勧告の拘束的効果についてであり、これは「勧告」という用語が通常は拘束的ではなく、憲章第6章下の安保理の勧告が純粋に自発的なものである以上、イギリスとアルバニアに紛争付託を義務付けたものではなく、憲章第36条3項やその他の条項によって強制管轄権は生じない。第2に、イギリスの請求訴状の受理可能性であるが、これは規程第40条1項に反しており、手続的に不正規である。第3に、したがって、イギリス政府が裁判所に紛争を付託する唯一の方法は、アルバニアと特別協定を締結することであった。第4に、アルバニアの書簡については、管轄権の意味を、出廷能力を得るために裁判所を司法機関として認めることと、具体的な事件を解決する権利である裁判所の権限とに分けて、アルバニアの書簡は前者を承認したものであり、後者を認めたものではなく、したがって書簡においてイギリスの請求訴状の不正規性に対して先決的抗弁を提起する権利を留保していた。第5に、アルバニアの留保については、将来の新しい事件に対するものではなく、本件に適用されるものであると解して、手続的に不正規

¹³⁰ なお、バドヴァンは、国際司法裁判所規程の起草段階にフランス代表として参加しているが、国連憲章が国際司法裁判所に義務的管轄権を与えるように思えないことを理由に、規程第36条1項の「国連憲章に特に規定する」という文言の削除を第4委員会第1小委員会（Committee IV/1）で提案している。*UNCIO*, vol.13, p.284.

¹³¹ *Corfu Channel Case*, Dissenting Opinion by Dr. Igor Daxner, *ICJ Reports 1948*, pp.33-45.

な請求訴状に基づく応訴管轄を排除するものである。したがって、イギリスの請求訴状は当初から (*ab initio*) 不正規であり、アルバニアはそれを有効にすることができず、裁判所はしばらくの間は本案を判断する権限がなく、先決的抗弁は認容されるべきであった、とダクスナーは述べた。

ダクスナーの反対意見朗読後に、ゲレロ所長はアルバニア政府の代理人であるユーリに発言を呼び掛けた。ユーリは、特別協定が締結されたこととその交渉過程を簡潔に告げた¹³²。また、ベケットも発言し、今後の訴訟手続が請求訴状に基づくのか特別協定に基づくのかは気にしないが、遅滞なく本案の審理を進めるよう裁判所に要請した¹³³。

ゲレロ所長は、裁判所が特別協定の締結に満足している旨を述べ、今後の手続を協議するために、閉廷後に両当事者に第3号室に来るように呼び掛けてから、閉廷を宣言した。17時45分に裁判官たちは退廷した。こうして、コルフ海峡事件の先決的抗弁段階は終了した。

3. イギリス政府の訴訟戦略の分析と評価

以上、イギリス政府の公文書と国際司法裁判所の訴訟資料から、コルフ海峡事件の先決的抗弁段階におけるイギリス政府の国際訴訟活動を叙述的に述べてきた。次に、その訴訟活動を法的解釈論も含む形で訴訟戦略の観点から分析する。また、あわせてアルバニア弁護団の訴訟戦略も状況に応じて説明する。

3.1. 弁護団の構成

イギリス弁護団の構成に関しては次の4点を指摘したい。第1に、弁

¹³² Exposé de M. Kahreman Ylli, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.162.

¹³³ Statement by Mr. Beckett, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.163.

護団はイギリス国民だけで構成している。第2に、弁護団の構成において人材育成を意識している。第3に、代理人は外務省法律顧問のベケットであって、法務長官のショークロスは補佐人として弁護団に参加している。第4に、オックスブリッジ (Oxbridge) の国際法研究者がイギリス弁護団に初めて正式に参加した。

第1点目の弁護団をイギリス国民だけで構成していることについては、イギリスの法曹界における人材の豊富さを考えると、一見自明のように思われるが、実はそうではない。本件において、オーストラリアの当時の法務長官であり、対外関係相でもあったエヴァット¹³⁴が、自分をイギリス弁護団に入れてほしいと、外務副大臣だったマクネイル¹³⁵に売り込むという「ハプニング」¹³⁶があったからである。ベケットに言わせると「このありがた迷惑な申し出」(this remarkable and, I think, rather embarrassing offer) に対し、マクネイルもショークロスもエ

¹³⁴ Herbert Vere Evatt (1894-1965) シドニー大学を卒業後、ニューサウスウェールズ弁護士会所属の弁護士となる。1925年に労働党所属のニューサウスウェールズ州議会の議員になる。その後、オーストラリア高等裁判所の裁判官を務めた。1940年にオーストラリア議会の労働党議員になる。カーティン内閣で法務長官と対外関係相を1949年まで兼務する。1948年から1949年までの第3会期では、国連総会議長を務める。1951年から1960年まで野党となった労働党党首を務める。その後は、ニューサウスウェールズ州の首席判事を務めた。B. Galligan, 'Evatt, Herbert Vere (1894-1965)' *ODNB Online ed.* <<http://www.oxforddnb.com/view/article/33046>> (2010年8月12日確認)

¹³⁵ Hector McNeil (1907-1955) グラスゴー大学を卒業後、新聞記者を経て、労働党所属のグラスゴーの市議会議員になる。1941年に庶民院議員に当選する。1945年の総選挙後に外務政務次官に就任し、ノエル＝バーカーがコモンウェルス関係相になると、1946年から1950年まで外務副大臣を務めた。1950年から1951年までスコットランド相も務めた。M. Francis, 'McNeil, Hector (1907-1955)' *ODNB Online ed.* <<http://www.oxforddnb.com/view/article/34809>> (2010年9月4日確認)

¹³⁶ この「ハプニング」に関しては以下の論文が詳しい。L. W. Maher, 'Half Light between War and Peace: Herbert Vere Evatt, the Rule of Law, and the Corfu Channel Case' (2005) 9 *Australian Journal of Legal History* 47. <<http://www.austlii.edu.au/au/journals/AJLH/2005/3.html>> (2010年8月12日確認)

ヴァットを弁護団に加えることに前向きだった¹³⁷。

しかし、代理人のベケットは以下の理由で強行に反対した¹³⁸。第1に、イギリスには国際訴訟を担える人材がいるにもかかわらず、オーストラリアの対外関係相をイギリス弁護団に迎えることは不名誉なことである。第2に、オーストラリアは安保理の非常任理事国として安保理でのコルフ海峡紛争の討議に関してはイギリス側に有利になるように動いており、その点からもエヴァットを弁護団に受け入れることは国際的に不都合である。第3に、エヴァットが個性の非常に強い人物であったことも、理由として挙げられた。

またコモンウェルス関係省も、エヴァットのイギリス弁護団参加には極めて消極的で、むしろ「断る理由」を探していた¹³⁹。それは本件が「イギリス対アルバニア」であって、「イギリスとオーストラリア対アルバニア」でもなく、「イギリス連邦対アルバニア」でもなかったからである。さらには本件に関してオーストラリアは利害関係を有さないことも理由に挙げられた。

そこでショークロスは、ベケットやコモンウェルス関係相（Secretary of State for Commonwealth Relations）のノエル＝ベーカー¹⁴⁰と共に外相のベヴィンと協議することになった¹⁴¹。その結果、やはりエヴァットの「申し出」を丁重に断ることになった。そこで、丁寧な書簡をショー

¹³⁷ TNA, DO 35/2747, Shawcross to Secretary of State for Commonwealth Relations etc, 11 December 1947.

¹³⁸ TNA, DO 35/2747, Minutes by Beckett, 19 November 1947.

¹³⁹ TNA, DO 35/2747, Minutes by Shannon, 15 December 1947.

¹⁴⁰ Phillip John Noel-Baker (1889-1982) ケンブリッジ大学在学中の1912年にストックホルム・オリンピックで陸上の代表選手に選ばれる。1920年のアントワープ・オリンピックの1500メートル走では銀メダルを獲得した。ケンブリッジ大学卒業後は、ヒーウェル国際法奨学生（Whewell Scholarship）に選ばれ、1915年にはケンブリッジ大学のキングス・カレッジの研究員（fellow）になる。第1次世界大戦後は、ヴェルサイユ講和会議のイギリス代表団の一員として参加し、その後は1922年まで国際連盟事務局に勤務する。また、1923年から1924年ま

クロスが作成し、それをエヴァットに送り、エヴァットも申し出を取り下げた。

イギリス弁護団についての第2の指摘点は、人材育成を意識して弁護団を構成していることである。たとえば、そのことは、のちに貴族院で常任上訴貴族 (Lord of Appeal in Ordinary) を務め、また国際法協会 (International Law Association) 会長にもなるウィルバーフォースが弁護団に加わっていることに見て取れる。ベケット自身は別の人物をショークロスに紹介していたが、ウィルバーフォースのその後の活躍を鑑みると、適切な人選であったと思われる。旧裁判所時代のファキーリのときもそうであったが、法曹界も巻き込んだ形での意識的な人材育成というのは、我が国でも参考になるとと思われる。

第3に、代理人は外務省法律顧問のベケットであって、法務長官のショークロスも補佐人であることである。この点につき、外務省法律顧問のベケットの方が国際法に詳しいことから一見自明のように思われるかもしれないが、実はそれほど自明なことではない。なぜなら、役職に関しては、ショークロスが政府法務官である法務長官であるのに対し、ベケットが外務省事務次官代理と同等の立場である外務省法律顧問にすぎず、ショークロスのほうが政府内では地位が高かったからである。実

では国際連盟のイギリス代表部に勤めた。総選挙落選後の1924年から1929年までロンドン大学のカッセル国際関係論講座教授 (Cassel Professor of International Relations) であった。1927年にはハーグの国際法サマーセミナーでドミニオンに関する講義を行っている。P. Noel Baker, 'Le statut juridique actuel des dominions britanniques dans le domaine du droit international' [1927-IV] 19 *Recueil des Cours* 249. また、その英語版として *The Present Juridical Status of the British Dominions in International Law* (Longmans, 1929). 1929年の総選挙で労働党所属の庶民院議員になる。アトリー内閣では、当初は外務副大臣を務め、1947年10月にコモンウェルス関係相になった。1959年に長年の軍備管理と軍縮に関する活動が認められ、ノーベル平和賞を受賞した。D. Howell, 'Baker, Philip John Noel, Baron Noel-Baker (1889-1982)' *ODNB* Online ed. <<http://www.oxforddnb.com/view/article/31505>> (2010年9月2日確認)

¹⁴¹ TNA, FO 371/72098, R257/G, Minute, 24 December 1947

際、コルフ海峡事件での特別協定の締結や、XCU 問題そして本案判決後でのアルバニア補佐人のコットからの和解交渉の拒否などについて、ベケットはショークロスの指示に従って動いている。また、ショークロスには後に弁護団から外れ、本案手続ではショークロスの代わりに法務次長のソスキスが参加するが、ソスキスもショークロスの部下である以上、弁護団へのショークロスの指揮は残っていた。したがって、弁護団内部においては代理人か補佐人かという立場は関係がなく、イギリスではやはり政府内で高位にある者が弁護団を指揮することが原則であった。

対外的にベケットが代理人であったというのは、彼が書面準備などの訴訟実務の中心人物だったからであるが、このことが意味するのは、代理人がかならずしも弁護団長 (the chief of litigation team) である必要はないということである。むしろベケットの「代理人は事務弁護士に近い」という説明を踏まえると、アムバティエロス事件¹⁴²では当時は法律顧問補 (assistant legal advisor) であったエヴァンス¹⁴³が代理人を務め、

¹⁴² ギリシャ人船主のアムバティエロスとイギリス政府の間で1919年に締結された船舶購入契約をめぐるイギリス国内での訴訟の控訴審において、アムバティエロスが求めた証人の召喚が拒否されたことに関して裁判拒否があったとして、ギリシャ政府が外交的保護として、イギリス政府に対して1886年通商航海条約と1926年通商航海条約に基づく仲裁裁判義務の確認を1951年に国際司法裁判所に求めた事件である。イギリス政府は先決的抗弁を提出したが、1952年に裁判所はこれを棄却し、1953年の本案判決でイギリスの仲裁裁判義務を認めた。なお、1955年にイギリスとギリシャは特別協定を締結し、仲裁裁判が行われた。1956年に仲裁委員会 (commission of arbitration) は、アムバティエロスが国内的救済完了の原則を満たしていないとして、ギリシャの請求を認めなかった。

¹⁴³ William Vincent John Evans (1915-2007) オックスフォード大学を1937年に卒業した後に、リンカンズ・インのカッセル奨学生 (Cassel Scholar) に選ばれる。1939年に法廷弁護士になる。第2次世界大戦中は北アフリカ戦線などで陸軍で働いた後に、1945年から1946年まで (現在はリビア東部の) キレナイカ (Cyrenaica) のイギリス軍行政部 (the British Military Administration) の法律顧問を中佐の階級で務める。動員解除後に、法律顧問補として外務省に入省した。1954年から5年間、国連代表部の法律顧問を務めた後に、1959年に外務本省に戻った。1960年のローターパクトの急死に伴い、フィッツモーリスが国際司法裁判

マンキエ・エクレオ事件では第3法律顧問 (third legal advisor) であったベスト¹⁴⁴が代理人を務めたことも理解される。

第4に、オックスブリッジの国際法研究者がイギリスの弁護団に初めて正式に参加したということである。今ではイギリスの大学、特にオックスブリッジの国際法研究者が各国の弁護団に呼ばれることは極めて普通のことである。しかし、イギリスに関して言えば、戦間期では政府関係者と法廷弁護士だけで国際訴訟を進行していたことを考えると、国際司法裁判所の初めての事件においてオックスブリッジの国際法研究者を弁護団に迎え入れることは画期的なことであった¹⁴⁵。

所判事に就任すると、次席法律顧問に昇進する。ヴァラットが早期退職した1968年に法律顧問に昇任し、1975年に停年で外務省を退職する。1977年から1984年まで自由権規約人権委員会委員を務める。1980年に欧州人権裁判所判事に選出され、1991年まで務めた。また、1987年から1997年まで常設仲裁裁判所の国別裁判官団の判事だった。F. D. Berman 'Evans, Sir (William) Vincent John' *ODNB Online* ed. <<http://www.oxforddnb.com/view/article/98858>> (2011年3月19日確認)

¹⁴⁴ Richard Samuel Berrington Best (1907-1953) オックスフォード大学を1930年に卒業した後、社会経験を経て1933年にリンカンズ・イン所属の法廷弁護士になる。1939年から1945年まで陸軍に努める。1946年3月11日に臨時法律顧問補 (temporary assistant legal advisor) に採用され、同年6月11日に正式採用される。1947年9月から在ワシントン・イギリス大使館に参事官待遇の法律顧問として派遣される。1948年4月にジェームズ・フォーセットと入れ替りで、本省に戻り第3法律顧問 (third legal advisor) に任命された。[1953] *FOL* 202. マンキエ・エクレオ事件では代理人を務めたが、1953年11月に急死している。FO 371/107452, WF1081/61.

¹⁴⁵ ただ、ローターパクトもウォルドックも法廷弁護士の資格を持っていた。またウォルドックは、第2次世界大戦中は海軍省に所属していたことも考慮しておく必要がある。なお、ローターパクトの参加はショークロスの希望である。ローターパクトはニュルンベルク裁判においてショークロスに助力しており、ショークロスはローターパクトを個人的に信頼していたからである。TNA, FO 371/66890, R5762, Shawcross to Beckett, 24 April 1947. 但し、本件においては、ローターパクトの参加は先決的抗弁手続だけに最初から限定されていたことも記しておくべきである。なお、子息のエリュ・ローターパクトは、父のハーシュがコル

3.2. 1947年7月2日付のアルバニアの書簡

本件においては、1947年7月2日付のアルバニアの書簡が決定的であった。第1に、1947年7月31日の所長命令によって、アルバニアの書簡は1946年規則第36条上の「この遵守を証拠づける文書」に該当すると判断された。これによってアルバニアの国際司法裁判所の利用資格問題は解消された。第2に、この書簡によって応訴管轄が成立した。ここでは、訴訟戦略の観点から、アルバニアの裁判所利用資格と応訴管轄について若干の問題を検討する。

3.2.1. アルバニアの裁判所利用資格

アルバニアの裁判所利用資格については、1947年7月2日付のアルバニアの書簡を1946年規則第36条にいう「この遵守を証拠づける文書」として取り扱うことになったため、結局はベケットたちの杞憂に終わった。しかし、それでも訴訟戦略の観点からは、アルバニアの書簡が提出される以前に、イギリス政府が一方的提訴を行ったことが妥当であったかどうかはなおも検討を要する。すなわち、アルバニアが安保理決議第9号を受諾せず、また出廷もしないと仮定して、イギリスが安保理決議第22号を管轄権の根拠として一方的提訴によって国際司法裁判所にコルフ海峡紛争を付託する場合に、アルバニアに強制的に裁判所利用資格を取得させることができたのかという問題である。

結論としては、これは肯定的に答えることが可能であろう。次の2つ

フ海峡事件では管轄権段階でしかイギリス弁護団に参加していなかったことについて、ベケットがハーシュの「協調性の限界」を考えてのことか、またはハーシュの方で、ベケットの深夜にまで及ぶ猛烈な仕事ぶりについていけなかったせいか、はたまた本件の本案段階についてハーシュがあまり馴染みのなかった問題であろうということとその理由として推測している。E. Lauterpacht, *op. cit.*, p.414. しかし、その推測を裏付ける証拠は今のところない。

の根拠が考えられうる。

第1に、安保理への招請に対する1947年1月24日のアルバニアの返信である。イギリスがコルフ海峡紛争を安保理に付託した際に、安保理は、憲章第32条に基づいてアルバニアを安保理に議決権なしで、かつ本件に関して憲章上のすべての義務を受諾することを条件に招請した。これに対して、ホジャは「アルバニアは安保理の決定を受け入れる」との返信を送った¹⁴⁶。イギリス弁護団は請求訴状においてこの書簡に言及し、アルバニアが国連加盟国と同じ義務を負うことの証拠として、国連事務総長代理とホジャの電信を提出している¹⁴⁷。イギリス弁護団が1月24日付のアルバニアの返信を援用する場合には、それが1946年規則第36条の「この遵守を証拠づける文書」に該当すると判断される可能性はあったと思われる¹⁴⁸。

第2に、1946年規則第36条の文言が「規程非当事国が…安保理によって出廷を認められた」となっており、安保理決議第22号そのものが規則第36条上の「この遵守を証拠づける文書」に該当する可能性もあったと思われる¹⁴⁹。1946年規則第36条の「この遵守を証拠づける文書」は形式を問わないからである。

したがって、仮にアルバニアが1947年7月2日付の書簡を裁判所に送っていなかったとしても、裁判所はアルバニアの裁判所利用資格を認

¹⁴⁶ SCOR *Second Year (1947)*, No. 7, p.131.

¹⁴⁷ Annex 3. Cable from the Acting Secretary-General to the President of the Council Ministers of the People's Republic of Albania dated 20th January, 1947, and Reply dated 24 the January, 1947, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.1, pp. 16-17.

¹⁴⁸ なお、この電信が、安保理決議第9号の文言と合致すると考えるのは難しいという見解もある。L. Julliy, 'Le premier arrêt de la cour internationale de justice' (1948) 48 *Fridens-Warte* 144 at p.149.

¹⁴⁹ 1946年規則第36条は、安保理が安保理決議第9号に特に言及することなく、個別の事例において規程非当事国に出廷を許可できる可能性を排除していないと、ローゼンは指摘している。Sh. Rosenne, *The International Court of Justice: An Essay in Political and Legal Theory* (A. W. Sijthoff, 1957), p.237.

めることができたであろう。そうであれば、欠席裁判を定めた規程第53条の適用も可能となりうる¹⁵⁰。その意味では、1947年7月2日付のアルバニアの書簡がなかった状況においても、安保理決議第22号に基づいてイギリス政府が一方的提訴を行ったことには、法的にも根拠があったと認められる。

3.2.2. 応訴管轄の問題

裁判所は15対1で応訴管轄を認めた。反対はアルバニアの特別選任裁判官だったダクスナー1人であり、15人の判事全員が賛成した。その意味で、応訴管轄に関する判例としての先例的価値は極めて高い¹⁵¹。

ところで、応訴管轄に関するアルバニアの訴訟戦略を検討することは訴訟戦略の階層性¹⁵²を理解するのに役に立つ。この観点からは、アルバニアの訴訟戦略について2点ほど指摘できる。

第1に、アルバニア政府の訴訟目的 (the objectives of litigation)¹⁵³ の

¹⁵⁰ 賠償額認定手続ではアルバニアは出廷を拒否し、その結果として裁判所は規程第53条を適用したが、これは本件においてアルバニアの裁判所利用資格を有していると判断され、また賠償額認定手続に関する裁判所の管轄権も本案判決で確定していたからであって、ここで検討している問題とは前提条件が異なる。

¹⁵¹ 応訴管轄に関するこの判決はイギリス弁護団にとっても満足のいくものであった。ベケットはこの判決について満足の意を表明している。TNA, FO 371/72098, R4046, Beckett to Shawcross, 27 March 1948. またウォルドックも *International Law Quarterly* に発表した論文において、本判決を高く評価している。H. C. M. Waldock, 'Forum Prorogatum or Acceptance of a Unilateral Summons to Appear before the International Court' (1948) 2 *ILQ* 377.

¹⁵² ジルによれば、訴訟戦略は階層的に構成されており、軍事戦略の類推で言えば、「大戦略階層」(grand strategic level)、「制度的枠組」(institutional framework)、「戦域戦略階層」(theatrical strategic level)、「作戦戦略階層」(operational strategic level) 及び「『法廷』階層」("courtroom" level) という5つの階層からなる複合的なものとして提示されている。T. D. Gill, *Litigation Strategy at the International Court: A Case Study of the Nicaragua v. United States Dispute* (Martinus Nijhoff, 1989), pp.49-54.

変更についてである。まず、7月2日付の書簡を7月21日に送った理由は、国連加盟のためであったと思われるが、これは国連加盟という外交目的のために出廷を決定するという点で、大戦略階層¹⁵⁴での決定であった。しかし、安保理でアルバニアの国連加盟という外交目的が挫折したために、戦域戦略階層¹⁵⁵においてアルバニア政府の訴訟目的は、「総件名簿からの事件の削除」（訴訟の終了）に設定され直されたと考えられる。それが先決的抗弁を提出した理由であろうと推測される¹⁵⁶。

¹⁵³ 訴訟目的は請求目的 (the object of the claim) とは異なる。訴訟目的は、国家が国際裁判所を活用する政治的な目的である。他方で、請求目的は国際訴訟法上の概念であり、核実験事件のように「紛争の存在」に密接に関係する。See Nuclear Test Case (Australia v. France), Judgment of 20 December 1974, *ICJ Reports 1974*, pp.270-271, paras.52-57. 一般的にいえば、訴訟目的は和解交渉なども考慮に入れながら、訴訟をどのように紛争解決手段として活用するかという問題に関連する。他方で、請求目的は訴訟目的の枠内で裁判所に判断を求める事柄を請求として法的にどのように定式するかという問題である。訴訟目的と請求目的の典型的な違いは、ナウル燐鉱地事件に見られる。ナウルの訴訟目的は、ナウルとの交渉には取り合わないオーストラリアを、国際訴訟を通じて交渉の場に引きずり出すことであったと言われる。I. Brownlie, 'Why Do States Take Disputes to the International Court?' in N. Ando, E. McWhinney and R Wolfrun (eds), *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda*, vol.2 (2002, Kluwer Law International), p.83. 他方で、ナウル燐鉱地事件での原告ナウルの請求目的は、(1) 被告オーストラリアの国際責任の認定、(2) イギリス燐委員会の海外資産のうちオーストラリアの配分に対するナウルの法的権利の確認、(3) オーストラリアの賠償義務の認定であった。Certain Phosphate Lands in Nauru Case (Nauru v. Australia), Memorial of Republic of Nauru, p.250 <<http://www.ICJ-cij.org/docket/files/80/6655.pdf>> (2011年3月29日確認)

¹⁵⁴ 大戦略階層は訴訟戦略の第1階層であり、全般的な対外政策の目的や対外政策の遂行における法と訴訟の役割に関する一般的概念に関わる階層である。これは軍事戦略では「大戦略」(grand strategy) とよばれるもので、外交や国際政治全体のより幅の広い分野と融合するが、厳密な意味での訴訟戦略の外側にあるものであるとされる。T. D. Gill, *op. cit.*, p.54.

¹⁵⁵ 戦域戦略階層は、ジルの定義によれば、第3階層に該当するもので、国際司法裁判所への出廷を決定する根拠となる当事者の動機や目標にかかわるものである。訴訟目的の設定や危険管理などが含まれる。軍事戦略では「戦域戦略」

第2に、作戦戦略階層（operational strategic level）¹⁵⁷における訴訟作戦についてである。すなわち、訴訟目的に対してその作戦がどこまで効果的だったのかという問題である。アルバニアの提出した抗弁は、事件を国際司法裁判所に付託することには同意するものの、イギリス政府の一方的提訴が不正規であり、有効に裁判所に付託されていないというものであった。すなわち、管轄権に対する抗弁とは当然に異なり、かつ請求の受理可能性の抗弁とも違う裁判所の訴訟係属（the seisin of the Court）に対する付託可能性の抗弁（the objections to receivability）である¹⁵⁸。イギリス政府の請求訴状は最初から無効であり、国際司法裁判所に有効に事件が付託されなかったため、アルバニアの7月2日付の書簡では治癒されないという議論である¹⁵⁹。この議論はもちろん応訴

（theatrical strategy）の階層または単に「戦略」（strategy）と呼ばれるものに相当する。*Ibid.*

¹⁵⁶ この点、アルバニアの訴訟目的を「イギリスとの特別協定の締結による訴訟事件の再付託」と考えることもできないわけではないが、アルバニア弁護団は、アルバニアの7月2日付の書簡ではイギリス政府の請求訴状の手続的不正規性は治癒できないとした。また、アルバニアは、安保理決議第22号が両紛争当事国による共同付託を定めていると主張しながら、ショークロスの特別協定締結の提案には非常に消極的であった。共同付託を主張しながらの特別協定締結への消極性は、アルバニア政府の本心としては、裁判所での訴訟を望んでいないことの表れであろう。

¹⁵⁷ 作戦戦略は第4階層であり、訴訟手続きの開始の形式やタイミング並びに訴訟の一般的活動におけるその他の方式といった目標の追及や達成において取られる手段に関係する。軍事戦略でいえば「大戦術階層」（grand tactical level）または「作戦戦略階層」（operational strategic level）に該当する。*Ibid.*

¹⁵⁸ Sh. Rosenne, *The Law and Practice of the International Court 1920-2005*, vol.2 (Martinus Nijhoff 2006), p.509.

¹⁵⁹ アルバニアの議論が、イギリスの請求訴状が絶対的に無効であり、不正規性が治癒され得ないというものなのか、それとも相対的に無効であって、アルバニアの同意によって有効になりうるというものなのかは確かに判然としない。II Yung Chung, *Legal Problems involved in the Corfu Channel Incident* (Droz, 1959), p.83. またこの点に関するダクスナー特別選任裁判官の反対意見について Waldock, *op.cit.*, p.388. しかし、アルバニアの主張を全体的に考察すれば、原則と

管轄に関する常設国際司法裁判所の判例に反するものなので、口頭弁論
手続における法廷戦術¹⁶⁰としては1934年規則改正会議に全面的に頼ら
ざるを得なかった。このことを考えると、請求訴状の付託可能性に基づ
くアルバニア訴訟作戦は、訴訟の終了という訴訟目的には効果的に結び
付かなかつたと考えることができる。他方で、もしアルバニアが当初か
ら訴訟目的を、訴訟の根拠を請求訴状から特別協定に変更することに設
定していたとしたら、イギリス弁護団はその口頭弁論の冒頭で、特別協
定の締結を訴えていたことを考えれば、その訴訟作戦も効果的なもので
あったということになる。

他方で、イギリス政府にとっては応訴管轄に関する法廷戦術は言うま
でもなく合理的であった。旧裁判所の判例法に基づき応訴管轄制度を説
明し、また規程第40条と1946年規則第35条2項においてイギリス政
府の請求が受理可能であり、アルバニアの書簡での応訴意思を証明する
ことにはほぼ完璧に成功した。この成功体験はその後のイギリス政府の国
際司法裁判所の活用につながっていく。実際、本件で国際司法裁判所に
おいても応訴管轄が認められたということは、仮に管轄権の根拠がない
場合であっても、国際訴訟を外交の武器として活用できることを意味す
る。それは、第2次世界大戦により国力を著しく落とすことになったイ
ギリスにとっては朗報であった。イギリス政府は、仮に裁判所の管轄権
に根拠が薄い場合でも、国際紛争の解決を自己にとって有利なものとし
るように、裁判所を活用できたからである。AIOC事件やアルゼンチン
とチリに対する南極事件など、管轄権の根拠が確固たるものでもなくて
も、イギリス政府は国際司法裁判所に提訴を行い、国益の保護を図ろう
としたのである。

しては絶対的無効を主張したものであると考えるべきであろう。

¹⁶⁰ 法廷戦術は、第5階層である「『法廷』階層」(“courtroom” level)に属する。
すなわち、ジルによれば、補佐人の選任や、弁護団内での仕事の分担、書面陳述
や口頭陳述などがあげられる。軍事戦略でいえば「戦場」(battle field)に該当す
る。T. D. Gill, *op. cit.*, p.54.

3.3. 安保理決議第 22 号に基づく強制管轄権

口頭弁論でのイギリス弁護団の主張において、応訴管轄がその主意的請求であれば、安保理決議に基づく管轄権に関する議論は予備的請求に該当する。1947年7月2日付のアルバニアの書簡がある以上、イギリス弁護団としては応訴管轄を主張するだけで十分であった。その意味で、安保理決議に基づく管轄権に関する議論は、ショークロスの指摘する通り単に「学術的」なものであったと言えなくもない。また、安保理決議第 22 号の拘束力については、もはやコルフ海峡事件の先決的抗弁判決が下されて 60 年以上経っており、その意味であえて論じる価値もないかもしれない。

しかしこれから先、憲章第 36 条 3 項が活用されないとは限らず、安保理決議第 22 号がその重要な先例であるのは否定できない。したがって、安保理決議第 22 号の拘束的効果について、2011 年現在においても検討する価値は、少なくとも「学術的」にはあると思われる。そこで、本件における安保理決議第 22 号が裁判所の管轄権の基礎になりえたかという問題を検討する場合、(1) 7 人の判事の共同意見の先例的価値、(2) 1948 年と 2011 年の条約の解釈方法の違い、(3) 憲章第 25 条の適用範囲、(4) 安保理決議の解釈基準の発展及び (5) 国連憲章第 36 条 3 項と裁判所規程第 36 条 1 項の「国連憲章に特に規定する」の文言の意義を考慮する必要がある

3.3.1. 7 人の判事の共同意見の先例的価値

本件においては、裁判所が答えなかった安保理決議に基づく強制管轄権の問題について、15 人の判事のうちほぼ半数の 7 人の判事が共同意見を出した。安保理の勧告が拘束的効果を持たずに、裁判所の管轄権の基礎にならないという趣旨である。その要点は 4 点ある。第 1 に、「勧告」という用語の意味についてである。第 2 に、国連憲章と裁判所規程の全

体構造についてである。第3に、国連憲章第36条3項の意義である。第4に、この点に関するアルバニアの議論のほうがイギリスの議論よりも説得的であると彼らが評価したという点である。この7人の判事の共同意見は当時から権威的なものとして評価されており¹⁶¹、現在でも憲章第6章に基づく安保理決議に基づく裁判付託義務の問題に関する否定の見解は、一般的にこの7人の判事の共同宣言をその基礎としている。

しかし、その先例的価値は絶対的なものではない。まず、この共同意見はやはり少数意見であって、裁判所がこの問題について決定したものではない。判決でも述べているように¹⁶²、裁判所は法廷意見としてこの問題を回避している。

また、ショックロスに宛てた報告書において、ベケットは安保理決議の法的効果に関する共同意見を批判したが¹⁶³、その理由として次の2点を挙げている。第1に、この7人が裁判所の管轄権を肯定した多数派であった以上、個別意見でこの問題を述べる必要性はなかった。第2に、仮に個別意見で述べるのであれば、この重要な問題をもっとより十分に検討し、イギリス弁護団の展開した議論に答えるべきであった。この点について、仮に7人の判事の結論が正しいとしても、その共同意見は不十分であるとベケットは指摘している。確かに共同意見は詳細にイギリス弁護団の議論を検討した訳ではなく、この共同意見の理由付けは不足している。司法判断の先例的価値が理由付けにあるのであれば、その意味でこの共同意見の先例的価値は限定的に考えざるを得ない。

¹⁶¹ See S. Bastid, 'La jurisprudence de la cour international de justice' [1951-I] 78 *Recueil des Cours* 579 at pp.590-591.

¹⁶² *Corfu Channel Case, Judgment on Preliminary Objection, ICJ Reports 1948*, p.26.

¹⁶³ TNA, FO 371/72098, R4046, *Beckett to Shawcross*, 27 March 1948.

3.3.2. 条約の解釈方法

イギリス弁護団は安保理決議第 22 号が管轄権の基礎になることを主張したが、上述の通り 3 つの異なる解釈論を展開した。第 1 の解釈論は、文言解釈に基づいたものである。すなわち、憲章全体の構造から第 25 条の適用範囲を探り、勧告であっても拘束の効果を持ちえるという主張である。第 2 の解釈論は、準備作業と憲章第 37 条に基づいたもので、「解決条件」と「解決手段」を分け、前者に関する安保理の勧告は拘束的效果を持たないが、後者に関する勧告は拘束的效果を持つというものである。第 3 の解釈論は、有効な安保理決議は規程第 36 条 1 項にいう「国連憲章に特に規定する事項」に該当するというものである。

この 3 つの解釈論は、「すべて独立的で、代替的な議論」であるというショークロスの説明¹⁶⁴を読む限りでは、イギリス弁護団にとって等価値の議論にも見える。しかし、この説明には次の 2 点に注意を払う必要がある。

第 1 に、第 1 の議論と第 2 の議論は共に憲章第 25 条の適用範囲の問題であって、第 3 の議論は規程第 36 条 1 項の解釈の問題であることから、前者の第 1 の議論及び第 2 の議論並びに後者の第 3 の議論は別の問題である。すなわち、仮に第 1 の議論と第 2 の議論のどちらかで憲章第 25 条が安保理決議第 22 号に及ぶとしても、管轄権を直接与える根拠は規程第 36 条ということになる。したがって、第 1 の議論と第 2 の議論は、代替的であるが、第 3 の議論は必須なものとなる。

第 2 に、この 3 つの議論の解釈方法が若干異なる点である。第 1 の議論は純粋に文言解釈に則っており、第 2 の議論と第 3 の議論は文言解釈と準備作業の使用の双方がなされている。この点につき、憲章第 25 条の適用範囲に関しては、文言解釈に基づいた第 1 の解釈論がイギリス弁

¹⁶⁴ Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.72.

護団の主たる主張であり、第2の解釈論は補足的な主張であると思われる。なぜなら、ベケットは準備作業に基づいて第2と第3の解釈論を展開した後、準備作業に基づいた解釈が不適切であることを繰り返し裁判所に訴えているからである¹⁶⁵。むしろ、第2の解釈論と第3の解釈論における準備作業の使用は、全面的に準備作業に基づくアルバニアの議論を無効化し、より文言解釈を活かすものと考えられることができる。すなわち、イギリス弁護団は、アルバニアの議論と同じように準備作業を用いて異なる結論が導き出されることを証明しようとした。例えば、安保理決議第22号が規程第36条1項の「憲章に特に規定する事項」に該当するという第3の議論について、ベケットは以下のように述べる¹⁶⁶。

「(国際司法裁判所規程を起草した)第4委員会第1小委員会の見解は我々の議論にとってきわめて都合がよいものであるのに対して、(安保理の平和的解決を扱った第3委員会の)第2小委員会Bの見解は私の敵方の議論に都合がよいと思われまます。したがって、サンフランシスコ会議の後半段階で表明されたものですが、2つの異なる委員会の対立する見解をここで我々は有することになります。まさしくそのような対立する準備作業に基づいて、すべての議論の後に意図的に残され、以前の裁判所規程と比較するとそれ自身数少ない発展の1つであるところの皆様の規程におけるいくつかの用語がまったく意味を持たないと、皆様は我々の敵方によって言わされそうとしているのです」

このような発言はとりもなおさず第2の議論と第3の議論で用いた準備作業の使用の無効化にもつながる。しかし他方で、第1の解釈論と第3の議論での文言解釈が生きてくる訳である。

¹⁶⁵ 例えば、口頭弁論の締めくくりでも準備作業の危険性を指摘している。Statement by Mr. Beckett, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.125-127.

¹⁶⁶ *Ibid.*, pp.120-121

このような複雑な議論構成をイギリス弁護団が採用した理由は、ひとえに1948年当時の条約の解釈規則が慣習国際法でしか存在しておらず、準備作業を重視する見解と文言解釈を重視した見解が拮抗していたからである。例えば、この点に関する議論の対立として、1950年の万国国際法学会における条約解釈規則に関するローターパクトとベケットの議論がある。ローターパクトは以前から条約解釈とは条約当事国の意思を解明することであるとして、準備作業を重視した解釈論を展開していた¹⁶⁷。そこで、万国国際法学会でのローターパクトの条約解釈に関する報告書もその方向でまとめられていた¹⁶⁸。他方で、ベケットは文言解釈を重視し、ローターパクトの報告書についても「条約の条文は、署名された時点から、一種のそれ自身の生命を宿す」¹⁶⁹として、準備作業に頼る解釈を批判している。

本件の口頭弁論において争われたのはまさしく条約の解釈方法に関してであった。アルバニア弁護団は準備作業に頼った議論を組み立てた。これに対し、イギリス弁護団は基本的には文言解釈に基づいた議論を展開しつつ、同じ資料を用いて別の結論にたどり着きうるという点で準備作業が役に立たないことも同時に証明する必要に迫られたのである。

翻って、2011年現在では国連憲章と裁判所規程の解釈については、

¹⁶⁷ H. Lauterpacht, 'Preparatory Work in the Interpretation of Treaties (1934)' in E. Lauterpacht (ed.), *Collected Papers of Sir Hersch Lauterpacht*, vol.4 (1978), pp.449-527. また準備作業を重視するローターパクトは、憲章第6章に基づく勧告の拘束的効果についても否定的であった。コルフ海峡事件でのイギリス弁護団の主張についても個人的には賛成してはいないことをベケットに伝えている。E. Lauterpacht, *op. cit.*, pp.310-311.

¹⁶⁸ H. Lauterpacht 'De l'interprétation des traités : rapport et projet de résolutions' [1950-I] 43 *Annuaire de l'Institut de Droit International* 366. なお、*Annuaire*の報告書は英語テキストの翻訳である。原文の英語テキストはH. Lauterpacht, 'Preparatory Work in the Interpretation of Treaties (1950)' in E. Lauterpacht (ed.), *Collected Papers of Sir Hersch Lauterpacht*, vol.4 (1978), pp.528-535.

¹⁶⁹ E. Beckett, 'Comments', [1950-I] 43 *Annuaire de l'Institut de Droit International* 435 at p.444.

条約法条約の解釈基準を踏まえなければならない¹⁷⁰。すなわち、条約法条約第31条1項¹⁷¹では、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」として、文言解釈が、基本となる解釈原則とされている。そして、準備作業を重視した解釈論は、条約法条約第32条¹⁷²によって条約法条約第31条に基づく解釈による意味を確認する場合と、「意味があいまい又は不明確」または「明らかに常識に反した又は不合理な結果」の場合に補助的に用いられるものとされる。

したがって、両国弁護団の議論の説得力も、準備作業に基づくアルバニアの議論を評価する7人の判事の共同意見の先例的価値も、1948年当時と2011年現在とはおのずと異なってくる。しかも、このことは法廷でベケットが主張した解釈基準が実質的に条約法条約に取り込まれていることを考えればなおさらである。このことを踏まえて、憲章第25条の適用範囲に関するイギリス弁護団の主張の合理性を検討する。

3.3.3. 国連憲章第25条の適用範囲

憲章第25条の適用範囲については、憲章第25条が憲章第7章手続に

¹⁷⁰ 条約法条約に基づく国連憲章と裁判所規程の解釈については、例えば特に規程第41条と憲章第94条に関して、La Grand Case (Germany v. USA), Judgment of 27 June 2001, *ICJ Reports 2001*, pp.501-506, paras.99-109.

¹⁷¹ 条約法条約第31条1項の英語テキストは以下のとおりである。‘A treaty shall be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to the terms of the treaty in their context and in the light of its object and purpose.’

¹⁷² 条約法条約第32条の英語テキストは以下のとおりである。

‘Recourse may be had to supplementary means of interpretation, including the preparatory work of the treaty and the circumstances of its conclusion, in order to confirm the meaning resulting from the application of article 31, or to determine the meaning when the interpretation according to article 31:

(a) leaves the meaning ambiguous or obscure; or

(b) leads to a result which is manifestly absurd or unreasonable.’

適用されることには問題はない。そのことは、ロッカビー事件¹⁷³の仮保全措置¹⁷⁴命令でも明らかである¹⁷⁵。問題は、むしろ憲章第25条の適用が憲章第6章に及ぶかどうかである。特にその中核には「安保理の決定」に憲章第36条1項の勧告が含まれるかどうかである。問題にはさらに2つの問題が含まれている。1つは、国連憲章における「勧告」の意味である。もう1つは、国連憲章における第25条の位置である。

¹⁷³ 1988年のパンナム航空機爆破事件で2人の容疑者の引き渡しを求めたイギリスとアメリカに対して、民間航空不法行為防止条約に基づいてリビアがイギリスとアメリカを個別に国際司法裁判所に訴えた事件である。1992年1月21日の安保理決議第731号は、パンナム航空機爆破を批判し、リビアがテロ行為に対する責任を確立するのに十分な要請に実効的に応えていないことを強く批判し、国際的テロリズムの根絶のために十分且つ実効的な対応を求めている。1992年3月3日にリビアは国際司法裁判所に提訴を行った際に仮保全措置も申請していたが、安保理は憲章第7章手続下（under Chapter VII of the Charter）において、リビアの安保理決議第731号の即時遵守義務を定めた上で、航空機の通行禁止など非軍事的措置を決定した。そのため裁判所は、憲章第25条の安保理決議第748号の効力を一応のところ（*prima facie*）認め、憲章上の義務の優先を認める憲章第103条を適用して、リビアの仮保全措置申請を棄却した。リビアの仮保全措置申請の棄却後、イギリスとアメリカはそれぞれ先決的抗弁を提出したが、その先決的抗弁はそれぞれ裁判所により棄却され、本案段階に移行していた。しかし最終的には、リビアが容疑者2名の引き渡しに応じ、2003年9月にリビア並びにイギリス及びアメリカは、それぞれの事件で原告と被告の共同で訴訟の取り下げを裁判所に通告し、本件は総件名簿から削除された。

¹⁷⁴ 仮保全措置とは、「係属中の訴訟の主題をなす各当事国の権利を保全するために、最終判決が下されるまでの間、裁判所が指示する暫定措置」のことである。杉原高嶺『国際司法裁判制度』269-298頁。

¹⁷⁵ Case Concerning Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Provisional Measures, Order of 14 April 1992, *ICJ Reports 1992*, p.15, para.39.

3.3.3.1. 「勧告」の意味

本件の争点の1つは、「勧告」という用語の意味であった。イギリス弁護団は憲章第36条1項の勧告も憲章第25条に含まれると主張した。他方で、アルバニア弁護団は憲章第36条1項の「勧告」の通常の意味と国連憲章の準備作業に基づいて、憲章第36条1項への憲章第25条の適用を否定した。

7人の共同意見など、憲章第25条の「決定」に「勧告」を含めない立場の根拠は、次の3点である。第1に、「勧告」(recommendation)という用語が通常は拘束的効果のない決議を指すということである。第2に、憲章の準備作業で、たびたび安保理の勧告の拘束的効果を否定する発言や説明がなされてきた。第3に、憲章第6章手続では執行力(enforceability)が予定されていないことである¹⁷⁶。

これに対して、本件においてイギリス弁護団は、憲章第25条が憲章第36条の勧告に適用されるという立場を採り、基本的に文言解釈に基づいて「国連憲章における勧告」の意味を主張した。特に次の2点の理由で文言解釈が適切とされる。第1に、憲章全体において、勧告と決定が互換可能であることである。特に、憲章第27条3項の「決定」に勧告が含まれることと、憲章第39条にも「勧告」という用語が用いられている点である。第2に、憲章の準備作業が混乱しており、信頼できないということである。この点さらに、イギリス弁護団の1人であったマーヴィン・ジョーンズは拘束力と執行力の概念は別物であるとして、準備作業では決定の執行力の問題と拘束力の問題が混同されていると指摘する¹⁷⁷。また仮に執行力がなければ拘束力が生じないとしても、紛争当

¹⁷⁶ 例えば、E. Jiménez de Aréchaga, 'Le traitement des différends internationaux par le conseil de sécurité' [1954-I] 85 *Recueil des Cours* 5 at p.94.

¹⁷⁷ J. Mervyn Jones, 'Corfu Channel Case: Jurisdiction' (1949) 35 *Transactions of the Grotius Society* 91 at pp.100-105.

事国が憲章第6章の勧告に従わない場合には、最終的には安保理は憲章第7章で当該紛争を取り扱えると言う¹⁷⁸。

この2つの対立に関して、明らかなのは次の点である。第1に、2011年現在では国連憲章の解釈も条約法条約第31条と第32条に拠らなければならない、準備作業の使用よりも文言解釈のほうがまず優先される、ということである。準備作業の使用は、上述の通り文言解釈を補助するものとして限定されている。その点で、憲章の準備作業はあくまで条約法条約第31条を適用した解釈の意味を確認する場合か、条約法条約第31条の適用でも意味が不明か不合理な結果に至るような場合に限定される。その意味で、憲章の準備作業で安保理の勧告の拘束的効果を否定する見解があっても、それらの発言は憲章の解釈に関して必ずしも決定的ではない。

むしろ国連憲章に関しても、憲章全体の構造を踏まえた条約としての憲章の文言を重視した解釈論が重要となる。その意味で、「勧告」という用語の通常の意味も、文脈において憲章の趣旨と目的を踏まえて誠実に解釈する必要がある。設立文書が異なる以上、国連憲章における「勧告」の意味が、国際連盟や国際労働機関で用いられた「勧告」の意味と異なりうる可能性は当然にある訳である。その点で、憲章第39条と第40条において「勧告」が言及され、また「勧告」も憲章第27条3項にいう「決定」に含まれるのなら、憲章においては「勧告」と「決定」の区別はむしろ不明瞭であると考えべきである。実際、1990年代までの安保理の実行を踏まえて、「決定」と「勧告」には区別がないという見解もある¹⁷⁹。

¹⁷⁸ *Ibid.*, p.111.

¹⁷⁹ H. Freudenthuß, 'Article 39 of the UN Charter Revisited: Threats to the Peace and the Recent Practice of the UN Security Council' (1993) 46 *Austrian Journal of Public and International Law* 1 at pp.33-34. また、国連が後の実行において「勧告」と「決定」の区別を除去する可能性を7人の共同意見は排除していないという指摘もある。E. Hambro, 'The Jurisdiction of the International Court of Justice' [1950-I] 76 *Recueil des Cours* 125 at p.141.

第2に、現在の国際法学では、拘束力と執行力は別物と解されている。このことは、仮保全措置の法的拘束力を認めたラグラン事件¹⁸⁰で、裁判所が「執行手段の欠如と拘束力の欠如は2つの異なるものである」として、執行力の欠如が拘束力の欠如につながらないと述べていることから明らかである¹⁸¹。したがって、勧告に執行力がないことは、勧告の拘束力を否定する根拠にはならない。

他方で、国際司法裁判所が拘束効果のない安保理決議を「勧告」と認定したことがあるのも注意が求められる。ロッカビー事件（リビア対イギリス）の先決的抗弁手続では、リビアの請求訴状の受理可能性の決定的期日に関して、国連憲章第7章下の決定である安保理決議第748号と第883号の遡及効果のほか、安保理決議第731号の効果の問題が取り扱われた。リビアは「安保理決議第731号は憲章第7章下で採択されたものではなく、単なる勧告にすぎない」として、請求訴状の受理可能性に対して影響を与えないと主張した。裁判所は「安保理決議第731号（1992）に関しては、請求訴状が提出される以前に採択されたものであるが、請求訴状の受理可能性に対する法的な障害（legal impediment）を構成しない。拘束効果のない単なる勧告（a mere recommendation without binding effect）にすぎないからである。このことはイギリス自身によってなおさら認められている」と述べて、リビアの主張を認容し

¹⁸⁰ アリゾナ州で強盗殺人を犯したドイツ国籍のラグラン兄弟の死刑執行に関して、弟のカールの死刑執行後に、ドイツが兄のウォルターの死刑中止を求めて、アメリカを相手に領事関係条約違反を国際司法裁判所に訴えた事件。裁判所は、アメリカに対してウォルターの死刑執行停止を求める仮保全措置を出したが、アリゾナ州知事はウォルターの死刑を執行した。そこで、本案においてドイツはアメリカの仮保全措置違反の認定も裁判所に求めた。裁判所は、領事と派遣国国民との通信及び接触を定めた領事関係条約第36条にアメリカが違反したことを認定するとともに、仮保全措置の拘束力を認めて、アメリカの仮保全措置違反も認定した。

¹⁸¹ LaGrand Case (Germany v. United States), Judgment of 27 June 2001, *ICJ Reports 2001*, p.505, para.107.

ている¹⁸²。

このロッカビー事件の先決的抗弁判決を考えると、拘束的効果のない安保理決議を「勧告」と呼ぶのには問題はないであろう¹⁸³。しかし他方で注意しなければならないのは、裁判所は、安保理決議第731号が勧告だから拘束的効果がないと説明している訳ではないことである。むしろ、両当事者が争っていないことがその認定の理由である。その意味では、裁判所は「勧告」という用語から拘束的効果の欠如を導き出しているわけではなく、拘束的効果のない安保理決議を「勧告」と呼んでいるのにすぎない。したがって、「勧告」という用語の通常の意味から、憲章第36条に基づく安保理決議に拘束的効果がないことを導き出すことはできないであろう¹⁸⁴。

3.3.3.2. 国連憲章における第25条の位置

コルフ海峡事件の先決的抗弁判決では、イギリスとアルバニアの両弁護団の展開した国連憲章第25条の適用範囲の問題を裁判所は結局回避

¹⁸² Case Concerning Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Preliminary Objections, Judgment of 27 February 1998, *ICJ Reports 1998*, pp.24-26, paras. 40-44.

¹⁸³ 裁判所は拘束的な決議には「決定」という表現を、非拘束的な決議には「勧告」という表現を保留しているという見解もある。M. D. Öberg, 'The Legal Effects of Resolutions of the UN Security Council and General Assembly in the Jurisprudence of the ICJ' (2005) 16 *EJIL* 879 at p. 880

¹⁸⁴ D. H. N. Johnson, 'The Effect of Resolutions of the General Assembly of the United Nations' [1955-6] 32 *BYIL* 97 at p.108.

¹⁸⁵ 南西アフリカ（現在のナミビア）はドイツの植民地であったが、第1次世界大戦終了後に南アフリカのC式委任統治領となった。第2次世界大戦後は、解散した国際連盟の委任統治制度の代わりに信託統治制度を国連は導入したが、南西アフリカに関して南アフリカは信託統治協定を締結しなかった。そのため、国際司法裁判所は南西アフリカの国際的地位について勧告的意見を求められ、国連が

した。しかし、その23年後の1971年のナミビアに関する勧告的意見¹⁸⁵で、裁判所は以下のように宣言するに至っている¹⁸⁶。

「憲章第25条は憲章第7章のもとで取られる強制措置だけに適用されると主張されたことがある。この見解を支持する証拠を憲章に見出すのは不可能である。第25条は強制措置に関する決定だけに限定されず、憲章に基づいて取られる『安保理の決定』に適用される。さらには、当該条項は憲章第7章ではなく、安保理の機能と権限を取り扱う個所において第24条の直後におかれている。もし第25条が憲章第41条と第42条¹⁸⁷に基づく強制措置に関する安保理の決定に関してのみ言及していたとしたら、すなわち、もし拘束的効果 (the

国際連盟に代わって委任統治領を監督する地位を引き継ぎ、国際連盟の解散後も委任統治協定は有効であるとの判断を下した。その後も、継続して国連は南アフリカに信託統治協定を締結するように求めてきたが、南アフリカは一貫してこれを拒否してきた。そこで国連総会は、委任統治協定を終了させ、南西アフリカをナミビアと改称した上で、南アフリカに代わって国連がその監督を行う総会決議第2145号を可決した。また安保理でも、南アフリカに南西アフリカから撤退するように求め、安保理決議第276号で、ナミビアにおける南アフリカの居座りを違法であり、かつ無効であると判断するに至った。しかし、南アフリカは依然としてナミビアを支配したことから、安保理決議第276号の法的効果について安保理が国際司法裁判所に求めたのがナミビア勧告的意見である。当該意見では、総会決議による委任統治協定終了の有効性と安保理決議第276号の拘束的効果を認定し、安保理決議第276号によるナミビアにおける南アフリカの居座りの違法性の認定が対世的効果を持つことを確認した。

¹⁸⁶ Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) Notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970), Advisory Opinion of 21 June 1971, *ICJ Reports 1971*, pp.52-53, para.113.

¹⁸⁷ 憲章第42条の英語テキストは以下のとおりである。‘Should the Security Council consider that measures provided for in Article 41 would be inadequate or have proved to be inadequate, it may take such action by air, sea, or land forces as may be necessary to maintain or restore international peace and security. Such action may include demonstrations, blockade, and other operations by air, sea, or land forces of Members of the United Nations.’

binding effect) を持つのがそのような決定だけであるとしたら、憲章第 48 条と第 49 条によってそのような効果が保障されている以上、第 25 条は余計なものであろう」

この裁判所の見解は、コルフ海峡事件でイギリス弁護団がとった解釈論とほぼ同じである。例えば、1948 年 3 月 1 日の口頭弁論において、第 1 の議論に関してショークロスは、憲章第 7 章手続は憲章第 40 条、第 41 条、第 48 条及び第 49 条のもとでそれ独自で安保理決議の拘束的効果を発生させるのであって、その点で憲章第 25 条はまったく余計 (wholly otiose) である、と指摘した¹⁸⁸。そして、憲章第 25 条が作用するのであれば、憲章全体との関係において作用しなければならないと指摘した¹⁸⁹。

しかし、憲章第 25 条の適用範囲は、国連憲章における条文の関係だけで確定するわけではない。後述するように、ナミビア勧告的意見では個別の事案ごとに判断しなければならないと述べているからである。す

¹⁸⁸ Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.77-78. 特に憲章第 48 条と憲章第 49 条によって拘束的効果が発生すると指摘する。 *Ibid.*, p.84 and p.150. なお、ショークロスはなぜか憲章第 42 条には触れていない。

¹⁸⁹ しかし、イギリス政府は、その後に憲章第 25 条は憲章第 7 章手続だけに適用されるとの解釈に変更している。現時点ではその解釈がイギリス政府内でいつ変更されたのかは不明であるが、フィッツモーリスの後を引き継ぎ 1960 年に外務省法律顧問となったヴァラットが 1965 年に発表した論文においては、憲章第 36 条の勧告には法的拘束力がない旨が述べられている。F. Vallat, 'The Peaceful Settlement of Disputes' in *Cambridge Essays in International Law: Essays in honour of Lord McNair* (Stevens & Sons, 1965), p.161. また、ナミビアの勧告的意見に関して、イギリスの国連大使のクロウは、安保理の場で安保理決議の拘束力に関する裁判所の解釈を批判し、「平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が存在すると憲章第 39 条に基づいて、安保理が決定する場合だけに安保理は加盟国を一般的に拘束する決定を下すことができる」のであり、「そのような状況においてのみ決定は憲章第 25 条に基づいて拘束的である」と主張した。S/PV. 1589, p.5, para.51. なお、この発言の背景に関しては、TNA, FCO 45/1019.

なわち、憲章全体の構成において憲章第 25 条の適用範囲は一義的な憲章の条文解釈で決まるものではなく、むしろ個々の事例ごとに決まり、その適用範囲は、安保理決議に反映される安保理の意思次第で変化する。こうして問題は安保理決議そのものの解釈に移っていく。次に安保理決議第 22 号の拘束的効果の問題を、安保理決議の解釈基準の発展を踏まえて検討する。

3.3.4. 安保理決議第 22 号の拘束的効果

安保理決議第 22 号の拘束的効果については、その当時からも否定的な見解は多かった¹⁹⁰。しかし、このような批判が 2011 年現在においても妥当かどうかは検討を要する。なぜなら、1948 年当時とは異なり、2011 年現在においては、条約法条約とは異なる安保理決議の解釈基準が発展を遂げているからである。

この点につき、国際司法裁判所も憲章の有権的解釈権は有さず、各機関がそれぞれに自己の権限を最初に判断することが原則である¹⁹¹。その意味では、安保理決議の解釈権は安保理自身にあり、各安保理理事国の見解が重要となる。しかし、ここでは安保理決議第 22 号の拘束的効果の問題を取り扱っており、この問題は裁判所に付託されたものであることから、裁判所による安保理決議の解釈基準の発展を踏まえて検討してもよいと思われる。ここでは、ナミビア勧告的意見とコソヴォ独立に関する勧告的意見を検討する。

ナミビア勧告的意見では、国連総会により委任統治協定を終了させられた南アフリカによるナミビアの支配が国際法上違法であり、無効であ

¹⁹⁰ See P. C. Jessup, 'International Court of Justice and Legal Matters' [1947-1948] 42 *Illinois Law Review* 273 at p.285; G. Schwarzenberger, 'Trends in the Practice of the World Court' (1951) 4 *Current Legal Problem* 1 at p.23.

¹⁹¹ Certain Expenses of the United Nations (Article 17, paragraph 2, of the Charter), Advisory Opinion of 20 July 1962, *ICJ Reports* 1962, p.168.

るとする安保理決議第 276 号の解釈が求められた。裁判所は、上述のとおり憲章第 25 条の適用が第 7 章手続だけに限定されないことを指摘した上で、裁判所は「拘束的効果に関する結論が下される前に、安保理決議の文言は慎重に分析されなければならない」として、「憲章第 25 条上の権限の性質に照らして、解釈される決議の用語、そこに至るまでの議論、主張される憲章の規定及び一般的に安保理の決議の法的効果を決定することに役に立つすべての状況を考慮して、実際に憲章第 25 条上の権限が行使されたかどうかは個別の事件において決定されなければならない」とした¹⁹²。その上で国際司法裁判所は、「国連憲章第 25 条の規定上の国連加盟国によって達成されるべき義務の厳密な遵守を確保する必要な措置を取る責任を憂慮して」という安保理決議第 269 号の前文に言及して、「決議第 264 号（1969）第 3 項¹⁹³と決議第 269 号（1969）第 5 項¹⁹⁴に関連して、決議第 276 号（1970）第 2 項¹⁹⁵と第 5 項¹⁹⁶において、安保理のなした決定は、憲章の目的と諸原則に一致し、かつ憲章第 24 条と第 25 条に従って採択されたものである」という結論に達する。そ

¹⁹² Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) Notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970), Advisory Opinion of 21 June 1971, *ICJ Reports 1971*, p.53, para.114.

¹⁹³ 決議第 264 号の第 3 項の英語テキストは以下のとおりである。‘3. *Calls upon* the Government of South Africa to withdraw immediately its administration from the Territory;’

¹⁹⁴ 決議第 269 号の第 5 項の英語テキストは以下のとおりである。‘3. *Calls upon* the Government of South Africa to withdraw its administration from the Territory immediately and in any case before 4 October 1969;’

¹⁹⁵ 決議第 276 号の第 2 項の英語テキストは以下のとおりである。‘2. *Declares* that the continued presence of the South African authorities in Namibia is illegal and that consequently all acts taken by the Government of South Africa on behalf of or concerning Namibia after the termination of the Mandate are illegal and invalid;’

¹⁹⁶ 決議第 276 号の第 5 項の英語テキストは以下のとおりである。‘5. *Calls upon* all States, particularly those which have economic and other interests in Namibia, to refrain from any dealings with the Government of South Africa which are inconsistent with paragraph 2 of the present resolution;’

して、すべての国連加盟国を結果的に拘束すると認定した¹⁹⁷。

このナミビア勧告的意見から安保理決議の解釈方法として、以下のことが導き出される。第1に、安保理決議の解釈にはおいて、(a) 決議に用いられた用語、(b) 決議に至るまでの議論、(c) 憲章の諸規定、(d) 決議の法的効果を決定するのに役に立つすべての状況を考慮する。第2に、各個別の事件ごとに安保理決議の法的効果は評価される。第3に、‘call upon’ という動詞も拘束力を持ちうる。

さらに、安保理決議の解釈基準を示したという点で重要なのはコソヴォ独立に関する勧告的意見であろう。本件においてはコソヴォの独立が国際法に合致しているかどうか問われたが、裁判所は安保理決議第1244号の解釈が必要であった。裁判所は「憲章の法的枠組みにおいて、憲章第24条、第25条及び憲章第7章に基づいて、安保理が国際法上の義務を課す決議を採択できる」として、安保理決議第1244号が憲章第7章下で拘束の効果を持つことを確認した後¹⁹⁸、安保理決議の解釈基準を提示している。まず、裁判所は条約法条約第31条と第32条の解釈規則が参考にはなるとしつつも、「条約との違いにより、安保理決議の解釈には条約の解釈規則とは異なる要素が求められる」として、以下のように述べる¹⁹⁹。

「安保理決議は単一の集合体 (a single, collective body) によって発せられ、条約の締結に用いられるところの手続 (process) とはかなり異なる手続を通じて発せられる。安保理決議は憲章第27条に定め

¹⁹⁷ Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) Notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970), Advisory Opinion of 21 June 1971, *ICJ Reports 1971*, p.53, para.115.

¹⁹⁸ Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in respect of Kosovo, Advisory Opinion of 22 July 2010, *ICJ Reports 2010*, para.85.

¹⁹⁹ *Ibid.*, para.94.

られるところの投票手続の成果であって、そのような決議の最終テキストは組織としての安保理の見解 (the view of the Security Council as a body) を表している。さらに、加盟国がその形成にいかなる役割を果たしたかに関係なく、安保理決議はすべての国連加盟国を拘束できる。安保理決議を解釈するには、決議の採択時になされた安保理理事国の代表の発言や、同じ問題に関する安保理の他の決議及びその与えられた決議によって影響を受ける国連の関連諸機関や諸国のその後の実行を分析することが裁判所に求められる」

その上で、裁判所は、安保理決議第 1244 号を付属書 1 と 2 で示された一般原則と併せて読まなければならないとしたうえで、安保理決議第 1244 号の対象と目的を確定するのに、その 3 つの特徴が関連すると指摘する。第 1 に、安保理決議第 1244 号は、「完全な公務的及び政治的権威とコソヴォの統治に単独の責任を有するコソヴォにおける国際的文民及び治安プレゼンス」(an international civil and security presence in Kosovo with full civil and political authority and sole responsibility for the governance of Kosovo) を確立することであり、それはコソヴォ危機にあたっての例外的措置として理解されなければならない。第 2 に、安保理決議第 1244 号に具体化された措置である暫定的な国際的領域施政は、人道目的であって、コソヴォに対するセルビアの領域主権の行使を一時的に停止し、暫定的な国際的存在の庇護の下でコソヴォの自治的な地方組織を確立し、組織し、監督することである。第 3 に、安保理決議第 1244 号は明らかに暫定的制度を確立した。上記のことを踏まえて、裁判所は、安保理決議第 1244 号が、セルビアの法秩序を停止し、コソヴォの安定化を目指した一時的で、例外的な法制度を確立することであって、それを暫定的な基礎で行うことを目的としたという²⁰⁰。

また裁判所は、独立宣言起草者たちが憲法的枠組の暫定自治政府諸機

²⁰⁰ *Ibid.*, paras.95-100.

構の資格で行動したのではなく、暫定統治の枠組外のコソヴォ人民の代表としての資格で行動した者たちと認定した²⁰¹上で、独立宣言起草者たちが安保理決議第 1244 号に違反したかどうかを検討する。しかし第 1 に、安保理は決議第 1244 号の文言ではコソヴォの状態を最終的に決定することを安保理は留保していないし、コソヴォの最終的状态の条件についても沈黙を守っている、と裁判所は指摘する。第 2 に、安保理決議第 1244 号のテキストには安保理が国連加盟国など安保理決議の名宛人 (the addressees) 以外の行為者 (actors) に行為又は禁止を命じる特別の義務を課していることを示すものはないとも述べた²⁰²。

そして、裁判所は「安保理決議を解釈するにあたっては、裁判所は、事件ごとに、そのために安保理が拘束的な法的義務を意図したすべての関連事情を考慮して、証明しなければならない」として、「決議で使われる文言はこの点に関する重要な指針になりうる」と指摘する。すなわち、一般的に安保理決議の拘束的効果に関する裁判所の採った手法を準用する (*mutatis mutandisi*) として、「決議の文言は慎重に分析されなければならないとする」ナミビア勧告的意見を引用した上で、安保理決議第 1244 号には独立宣言起草者たちの独立宣言の禁止が含まれていないし、またその文脈と対象と目的を考慮すると、決議の文言からそのような禁止は導き出されないと結論付けたのである²⁰³。

このコソヴォ勧告的意見からは、以下のことが導き出される。第 1 に、安保理決議の解釈においては条約法条約の解釈規則は「参照」(guidance) に留まる。第 2 に、安保理決議は、憲章第 27 条に定めるところの投票手続の成果であり、その最終テキストは単一の集合体 (a single, collective body) としての安保理の見解の表れである。第 3 に、安保理決議の解釈には、(a) 安保理理事国の代表の発言、(b) 同じ問題に関する

²⁰¹ *Ibid.*, paras.101-109.

²⁰² *Ibid.*, paras.113-115

²⁰³ *Ibid.*, paras.117-118.

る安保理の他の決議、(c) 決議によって影響を受ける国連の関連諸機関のその後の実行、(d) 決議によって影響を受ける諸国のその後の実行の分析が必要となる。第4に、安保理決議の拘束的効果を認定するに当たっては、すべての関連事情を踏まえた上で、決議の文言は「重要な指標」(an important indicator)である。第5に、決議の文言にないことは、安保理は意図していない。

ナミビア勧告的意見とコソヴォ勧告的意見を踏まえると、安保理決議は、組織としての安保理の見解の表明であり、その意味を確定するには、各代表の発言や、関連決議、国連の関係機関と関係諸国の実行などを勘案する必要があるということになる。また、その文言は拘束的効果に関しては、あくまで安保理が意図しているかどうかの指標にすぎない。むしろ、安保理決議の解釈において決定的なのは、安保理の見解 (the view of the Security Council) をどのように理解すべきか、ということになる。すなわち、国際司法裁判所は、安保理決議の解釈基準として安保理の意思を重視していることが確認されるのである²⁰⁴。

このことを踏まえて、安保理決議第22号に関するイギリス弁護団の主張を再検討すると、イギリス弁護団が安保理意思説に基づいた議論を組み立てているのが分かる。第1の議論に関して、ショークロス²⁰⁵は憲章第25条が第7章には余計なものであり、憲章第6章の安保理の勧告に適用されなければ、憲章第1条1項の目的も、憲章第2条2項も第2条3項の紛争の平和的解決義務も具体化されないことを指摘した。その上で、ショークロスは以下のように述べる²⁰⁵。

²⁰⁴ See Öberg, *op.cit.*, p.885. またナミビア勧告的意見の解釈として、安保理の意思を重視しているという指摘は、藤田久一『国連法』(東京大学出版会、1998年)203-216頁及び松浦博司『国連安全保障理事会 その限界と可能性』(東信堂、2009年)83頁。

²⁰⁵ Statement by Sir Hartley Shawcross, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, p.87.

「私の申立におきまして、憲章下での正しい見解とは、安保理はその意思を義務となす権限を有するというものです。その権限が行使されたかどうかの基準は、その意思が表明された形式が勧告か決定かを単に確定するだけでは見つかりません。憲章においては、この目的のための勧告と決定を区別する厳密な区別はないのです。皆様は個別かつ特定の事例を見なければなりません。事件がどの条文に基づいて処理されたかを観察しなければなりません。皆様は、受諾するのに先立って紛争当事国が同意したことを安保理がなしたのかどうか、すなわち義務を創設する意図があったのか、単に説得的な行為を取ることを意図したのかを見る必要があるのです」

そして、ショークロスは、安保理の各代表の発言を確認していく。それは、イギリスを支持したアメリカ代表の発言²⁰⁶、オーストラリア代表の発言²⁰⁷及び中華民国代表の発言²⁰⁸だけではない。安保理決議第22

²⁰⁶ 第125回会合でのアメリカ代表の発言は以下のとおりである。‘The United States delegation wholeheartedly supports this resolution. ... I hope the Council will find no difficulty in supporting and passing so equitable a proposition as that made by the representative of the United Kingdom.’

It would seem that the least the Council may do now is to give the impartial forum, which the Court of International Justice constitutes, an opportunity to repair, if possible, some of the damage which has been done by the action of the Security Council. It is not our action in sending the case which repairs the damage, but we all have confidence in the impartiality of the Court.’ *SCOR Second Year (1947)*, No. 32, p.686.

²⁰⁷ 第127回会合でのオーストラリア代表の発言での該当箇所は以下のとおりである。‘As to the question of jurisdiction, I should like to make the following observations. Under Article 25 of the Charter, a Member agrees “...to accept and carry out the decisions of the Security Council. ...” Under Article 36, “The Security Council may, ... recommend appropriate procedures or methods of adjustment” of a dispute. And under the same article, we have the general rule “that legal disputes” — and this is now a legal dispute — “should ... be referred by the parties to the International Court of Justice in accordance with the provisions of the Statute of the

号の採択に反対したアルバニア代表のカポの発言²⁰⁹ やソ連代表のグロムイコの発言²¹⁰ なども、安保理決議第 22 号が拘束的効果を有することを前提としている。安保理での彼らの発言は安保理の意思が安保理決議第 22 号を拘束的なものにするを十分に示している。他方で、安保理決議第 22 号の拘束的効果を否定する理事国代表の発言は安保理の議

Court”.

That reference implies an acceptance of jurisdiction. Furthermore, in the letter of invitation sent by this Council to the Government of Albania. There is one vital condition laid down: “... to participate without a vote in the proceedings with regard to this dispute on condition that Albania accepts in the present case all the obligations which a Member of the United Nations would have to assume in a similar case”. Therefore, any decision, any recommendation, that we may make binds the United Kingdom and also binds Albania.’ *SCOR Second Year (1947)*, No. 34, pp.722-723.

²⁰⁸ 第 127 回会合での中華民国代表の発言での該当箇所は以下のとおりである。I think several delegations have referred to the fact that this case could have been taken to the International Court of Justice in the first place, but I would remind those delegations that, as Albania is not a member of the United Nations, she could not be compelled to appear before the International Court of Justice. However, since its acceptance of the obligations of the Members of the United Nations, as contained in the Council’s invitation to it to participate in a discussion of this case, Albania is now, like any Member of the United Nations, obliged to comply with the provisions both of the Charter and the Statutes of the International Court of Justice.’ *Ibid.*, p.726.

²⁰⁹ 第 127 回会合でのアルバニア代表の発言での該当箇所は以下のとおりである。‘... In his resolution, the United Kingdom representative continues to pursue the same aim: he is attempting to obtain the endorsement of the Security Council for his accusation by proposing that you should recommend the two parties to submit this dispute forthwith to the International Court of Justice, which will then, in its turn, have to pronounce judgment.

Why is it recommended to Albania to try out its case before the International Court when that country has done nothing to justify the British accusation, when it is absolutely free from guilt, and when the Security Council itself has no proof in that respect. ...

There is no reason why the name of Albania should be involved in this resolution.

事録には存在しない。

ただこの点につき、安保理決議第 22 号の動詞が ‘recommends’ になっているので、その文言から安保理決議第 22 号の拘束的効果を否定する見解もあろう²¹¹。しかし、そもそも安保理決議第 22 号の決議案はイギリス代表のカドガンが提出したものである。この決議案を提出するにあたってカドガンは、イギリス政府が裁判所への付託を求める安保理決議を迅速に履行することを約束するとともに、「アルバニアが加盟国と同等の義務を負っていることを考えると、憲章第 25 条に鑑みて、安保理

The United Kingdom resolution is not worthy of consideration. The United Kingdom resolution should be categorically rejected by the Council.’ *Ibid.*, p.720.

²¹⁰ 第 127 回会合でのソ連代表の発言の該当箇所は以下のとおりである。特にグロムイコが ‘decision’ という用語（仏語テキストでも ‘décision’）を 2 度使っていることは、安保理決議での勧告と決定の区別の問題に関して着目される（イタリック筆者）。「In view of what I have said, I think I must express a negative attitude to Sir Alex Cadogan’s proposal which was submitted to us in draft form at the last meeting of the Security Council. Albania is innocent of the crime with which it is charged by the representative of the United Kingdom. We have no justification, therefore, for dragging Albania before the International Court of Justice, because in order to bring any country before the International Court of Justice, some sort of justification is necessary.

The Soviet delegation adheres firmly to the view — and in the course of discussion of this question in the Security Council, that view has been strengthened still more — that there is also no justification for such a *decision* by the Security Council, because the position of the British representative on this question is unfounded from start to finish. I therefore consider the proposal made by the representative of the United Kingdom to be unacceptable to the Soviet delegation, and to be unjustifiable. The Security Council has no basis for adopting such a *decision*.’ *Ibid.*, pp.725-726.

²¹¹ 例えば、安保理決議が規程第 36 条 1 項にいう「国連憲章に特に規定する事項」に該当するという肯定説であっても、安保理決議の文言を重視する立場もある。その立場から言えば、安保理決議第 22 号が ‘recommend’ という動詞を使っていることから、安保理決議第 22 号の拘束的効果については否定的に解釈していると思われる。E. Lauterpacht, *Aspects of the Administration of International Justice* (CUP, 1991), pp.52-54.

はアルバニアに同様の迅速さで行動することを期待するでしょう」と指摘して、安保理決議第 22 号として採択される原案を提出している²¹²。すなわち、イギリス政府は、安保理決議第 22 号に拘束的効果を持たせることを前提として、意図的に ‘recommends’ という動詞を用いたのである。その意味で、安保理決議第 22 号の採択過程を鑑みれば、‘recommends’ という動詞が安保理決議第 22 号に拘束的効果を持たせようとした安保理の意思を否定する根拠にはならない。したがって、コルフ海峡事件におけるイギリス弁護団の議論は、安保理決議の解釈基準が不明確であった 1948 年当時よりも 2011 年現在の方がより説得的なものであると考えることができる。

3.3.5. 安保理決議に基づく強制管轄権の可能性

さて、もしコルフ海峡事件におけるイギリス弁護団の議論が、1948 年当時よりも 2011 年現在の方がより説得的であるのなら、現状において死文化した憲章第 36 条 3 項と規程第 36 条 1 項にいう「憲章に特に規定する」という文言の意味を再検討することも認められるであろう。現状での問題は、憲章第 36 条 3 項はほとんど活用されていないということと、規程第 36 条 1 項の「憲章に特に規定する」という文言がまったく意味を持たなくなってしまったことである。

この点、コルフ海峡事件以外で、憲章第 36 条 3 項が用いられたと考えられるのは、エーゲ海大陸棚事件²¹³だけである。ギリシャは国際司法裁判所に提訴すると同時に、1976 年 8 月 10 日に安保理にも当該紛争を提起した。安保理は 8 月 25 日の第 1953 回会合で、決議第 395 号を採

²¹² SCOR *Second Year (1947)*, No. 32, pp.685-686.

²¹³ エーゲ海大陸棚事件は、エーゲ海でトルコが行った地震調査に対して、ギリシャが国際司法裁判所に訴えた事件。裁判所はギリシャの主張した管轄権の根拠をすべて退けた。

択した。当該決議には、憲章第6章に言及しながら、「本件紛争に関連して特定されうるところの存続する法的紛争の解決に適切な司法的手段、特に国際司法裁判所が適しているという提案を継続して考慮することをギリシャとトルコ両政府に勧める」²¹⁴との1文が含まれていた。しかし、トルコの国連代表は「交渉過程及びその結果を阻害することになりかねない規定や、司法機関への一方的利用（unilateral recourse to a judicial body）を含むかもしれない規定を受け入れることはできない。またトルコは国際司法裁判所の管轄権を拘束的であるとは認めていないことも想起すべきである」と宣言した²¹⁵。実際のところ、安保理の議事録からは、安保理決議第395号が拘束的であると安保理理事国に理解されていたとは判断できない。また裁判所も安保理決議第395号については判断していない。したがって、この安保理決議第395号には憲章第25条は適用されず、拘束的効果がなかったと考えるべきであろう。

他方で、規程第36条1項の「憲章に特に規定する事項」という文言については、パキスタンとインドの航空機撃墜事件²¹⁶において、パキスタンは憲章第1条1項、憲章第2条3項と4項²¹⁷、憲章第33条、憲章第36条3項、憲章第92条²¹⁸の相乗効果により、規程第36条1項の

²¹⁴ 安保理決議第395号の第4項の英語テキストは以下のとおりである。‘4. *Invites the Governments of Greece and Turkey in this respect to continue to take into account the contribution that appropriate judicial means, in particular the International Court of Justice, are qualified to make to the settlement of any remaining legal differences which they may identify in connexion with their present dispute*’

²¹⁵ S/PV.1953, p.13, para.114.

²¹⁶ 1999年8月にパキスタン海軍の対潜哨戒機がインド空軍機により撃墜されたことに関して、パキスタンが国際司法裁判所にインドを訴えた事件。裁判所はパキスタンの主張する管轄権の根拠をすべて退けた。

²¹⁷ 憲章第2条4項の英語テキストは以下のとおりである。‘All Members shall refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial or political independence of any State, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.’

「国連憲章に特に規定する事項」に該当し、裁判所に管轄権が生じると申述書で主張した²¹⁹。この主張は口頭弁論において放棄されたが²²⁰、裁判所は管轄権判決において簡略に以下のように答えた²²¹。

「国連憲章には、それ自身で裁判所に強制管轄権を与える特別な条項はないと裁判所は考える。特に、パキスタンが基づいた憲章第1条1項、第2条3項と4項、第33条、第36条3項及び第92条にはそのような規定は存在しない」

したがって、国連憲章には裁判所の管轄権について「特に規定する事項」などないことを裁判所自らが認めたことになる。この2つの事件から言えることは、現状では憲章第36条3項も規程第36条1項の「憲章に特に規定する」という文言も死文化した状況にあるということである。

この点につき、憲章も規程も条約法条約の解釈基準が適用されるが、条約法条約第31条の解釈基準で留意しなければならないのは、条約法条約第31条1項にいう「誠実に」と「その趣旨及び目的に照らして」という文言についてである。この2つの文言は、「無に帰するよりも有効に解せよ」の原則をあらわしたものであると理解されている²²²。こ

²¹⁸ 憲章第92条の英語テキストは以下のとおりである。‘The International Court of Justice shall be the principal judicial organ of the United Nations. It shall function in accordance with the annexed Statute, which is based upon the Statute of the Permanent Court of International Justice and forms an integral part of the present Charter.’

²¹⁹ Aerial Incident Case (Pakistan v. India), Memorial of the Government of Pakistan on Jurisdiction, pp.6-8. <<http://www.icj-cij.org/docket/files/119/8308.pdf>> (2011年3月29日確認)

²²⁰ CR 2000/3, Public Sitting held on Wednesday 5 April 2000, p.4. <<http://www.icj-cij.org/docket/files/119/4249.pdf>> (2011年3月29日確認)

²²¹ Aerial Incident of 10 August 1999 (Pakistan v. India), Jurisdiction of the Court, Judgment of 21 June 2000, *ICJ Reports 2000*, p.32, para.48.

の原則は、ナミビア勧告的意見などでも国連憲章の解釈に適用されてきた以上²²³、憲章第36条3項と規程第36条1項の双方にも適用されるべきである。

その観点から重要なのは、憲章第36条3項と規程第36条1項の「憲章に特に規定する事項」がセットであるということである。この条項は、現裁判所規程の起草過程でフランス代表のバドヴァンが、憲章が裁判所に管轄権を与えるように思われなことを理由に「国連憲章に」(in the Charter of the United Nations) という文言を現裁判所規程第36条1項から削除することを求めたものである。しかし、別の見解が出されて、この文言を削除すべきではないと同意された。それは、安保理による国際司法裁判所への強制付託に関する憲章第8章Aの第6パラグラフについてであった²²⁴。この憲章第8章Aの第6パラグラフが現在の憲章第36条3項にあたる²²⁵。

したがって、規程第36条1項の「国連憲章に特に規定する事項」とは、安保理の権限が行使された結果として裁判所の管轄権の根拠となる事項ということになる²²⁶。拘束的効果のある安保理決議により課された義

²²² ILC, 'Draft Articles on the Law of Treaties with Commentaries', *ILC Yearbook* 1966, p.219.

²²³ Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) Notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970), Advisory Opinion of 21 June 1971, *ICJ Reports* 1971, p.35, para.66.

²²⁴ *UNCIO*, vol.13, p.284.

²²⁵ なお、他方で安保理の平和的解決を扱った第3委員会第2小委員会Bの報告者は以下のように述べている。「この条文が強制管轄権の原則を含むものではなく、司法適合的な紛争を裁判所に付託させることを理事会に認めるものでもない。理事会には本条文中そのような権利を有しない。一般原則として、司法適合的な紛争は通常は裁判所に付託されなければならないことを理事会に単に想起させているのである。理事会には紛争当事国に裁判所に付託しなければならないと主張できる権限はない。この規定は、第4委員会第1小委員会が採択された裁判所規程第36条と完全に合致する」*UNCIO*, vol.12, p.108.

²²⁶ Sh. Rosenne, *supra* note 158, pp.669-672.

務は、憲章第 103 条²²⁷の「憲章に基づく義務」に該当するからである²²⁸。その意味で、規程第 36 条 1 項の「国連憲章に特に規定する事項」という文言を、安保理決議が拘束的効果を持つ限りにおいて実効的にするように解釈することも可能であろう。

この点につき、トムシャットは憲章第 7 章下での安保理決議に基づく管轄権を想定している²²⁹。しかし、憲章第 24 条と第 25 条の権限が憲章第 7 章に限定されず、安保理の意思によりその適用範囲が変化するのなら、憲章第 7 章に基づく決議だけが「憲章に特に規定する事項」と考える必要もない。安保理が当該決議の拘束的効果を念頭においているのであれば、憲章第 24 条 2 項が憲章第 6 章に言及している以上、憲章第 25 条は憲章第 6 章にも及びうる²³⁰。その意味でも、一般的に流布している「第 7 章（強制措置）は法的拘束力あり、第 6 章（平和的解決手段）は法的拘束力なし」とする「憲章第 7 章への言及基準説」は、もはや「厳密さを欠き、実用できない」のである²³¹。したがって、憲章第 36 条の勧告も、規程第 36 条 1 項における「国連憲章に特に規定する事項」に該当しうると解釈できるのであって、コルフ海峡紛争における安保理決議第 22 号はまさしくそれに当てはまる²³²。安保理決議第 22 号は、裁

²²⁷ 憲章第 103 条の英語テキストは以下のとおりである。'In the event of a conflict between the obligations of the Members of the United Nations under the present Charter and their obligations under any other international agreement, their obligations under the present Charter shall prevail.'

²²⁸ Case Concerning Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Provisional Measures, Order of 14 April 1992, *ICJ Reports 1992*, p.15, para.39.

²²⁹ C. Tomuschat, 'Article 38' in A. Zimmermann et al. (eds.), *op.cit.*, pp.617-618, paras.44-45.

²³⁰ R. Higgins, 'The Advisory Opinion on Namibia: Which UN Resolutions are Binding Under Article 25 of the Charter?' in *Themes & Theories: Selected Essays, Speeches, and Writings in International Law*, vol.1 (OUP, 2009), pp.193-208

²³¹ 松浦『前掲書』81頁。

判所が発展してきた2011年現在の安保理決議の解釈基準から考えれば明らかに拘束的効果があるからである。

本件における口頭弁論においてベケットは、準備作業を重視したアルバニア弁護団の議論が規程第36条1項の「国連憲章に特に規定する事項」という文言を死文化させると警告していた²³³。そして、実際のところ、この文言は確かに死文化した状況にある。すなわち、現状では、国連は国際連盟と比べて改良されたはずの国際紛争の平和的解決手段の1つを失っているということになる。ましてや、それが裁判所の法廷意見ではなく、少数意見である7人の判事の共同意見の影響であるとすれば、やはり現状には疑問が残らざるを得ない。このことを考えれば、本件におけるイギリス弁護団の主張は2011年現在においてもなお法的に説得力がある、と思われる。

3.4. 特別協定の締結

コルフ海峡事件の先決的抗弁段階の特徴の1つには、先決的抗弁判決が下されたのちに、特別協定が通告されたことである²³⁴。すなわち、

²³² 例えば、オーストラリア代表は安保理の第127回会合で以下のように述べている。‘... Article 36 of the Statute of the International Court of Justice provides for the jurisdiction of the Court as follows: “... comprises all ... matters specially provided for in the Charter of the United Nations ...”.

Consequently, we arrive at this conclusion: under the provision of both the Charter of the United Nations and the Statute of the Court, the Security Council is clearly entitled to make such a recommendation as the United Kingdom proposes. Further, as we said, it is our duty to do this because this is a crime against humanity, and the Security Council cannot, for the sake of its own prestige, authority, and reputation, allow its action to be rendered inoperative.’ *SCOR Second Year (1947)*, No. 34, p.723.

²³³ Statement by Beckett, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.3, pp.120-121.

²³⁴ 管轄権に関する先決的抗弁判決と特別協定の関係については、本案判決と賠償額認定手続が関わるので、アルバニアの国際責任に関する別稿で扱う予定であ

請求事項についてはアルバニアの賠償責任の問題だけでなく、1946年10月22日の第1巡洋戦隊の航行と11月12日と13日の掃海活動の合法性問題も付け加えられた。訴訟戦略の観点からは、この点について、(1) アルバニア弁護団の特別協定締結の意図、(2) 特別協定締結に関するイギリス海軍省の立場、(3) 特別協定締結に関するイギリス弁護団の意図を指摘できる。

第1に、アルバニア弁護団が特別協定の締結に応じたのは、先決的抗弁判決が自分たちに不利なものになると認識したことが原因であったと思われる。なぜなら、上述の通り、当初はアルバニア弁護団は特別協定に対して、消極的だったからである。しかし、口頭弁論手続が終了して約2週間が経過した3月19日にアルバニア政府の方から積極的に特別協定案をイギリス政府に提示してきた。おそらくその目的としては、本案手続が回避されないことを予測して、むしろ特別協定締結により事件の性質を変更することだったことが答弁書から了解される²³⁵。また、アルバニア代理人のユーリが先決的抗弁判決言渡し前に特別協定の通告を望んだのも、先決的抗弁判決よりも特別協定の方が優先されるとの印象を裁判所に与えなかったのかもしれない。どちらにせよ、裁判所は1948年3月26日の命令で「特別協定が本件における国際司法裁判所での今後の手続の基礎になり、両当事者が裁判所に判断を求めた問題を定めている」と述べている²³⁶。そのため、アルバニアとイギリスとの間で「裁判所での今後の手続の基礎」(the basis of further proceedings before the Court) の意味が争われることになる。

第2に、海軍省はイギリス海軍の活動の問題を特別協定で取り扱うことを知らなかった²³⁷。また、その旨を知らされてからも消極的であった。

る。

²³⁵ Contre-mémoire soumis par le gouvernement de la république populaire d'albanie, *ICJ Pleadings*, Corfu Channel Case, vol.2, pp.30-33, paras.1-5.

²³⁶ Corfu Channel Case, Order of 26 March 1948, *ICJ Reports 1948*, p.55

²³⁷ TNA, FO371/72100, R12724/G, Corfu Case: Note by the First Lord of Admiralty.

まだXCUとXCU Oneを地中海本部から実際に入手していなかったが、10月22日の第1巡洋戦隊の無害通航が否定されかねないことを薄々分かっていただけである。しかし、この問題を付託しない限り、アルバニアは特別協定を締結しないだろうと外務省は説明した。また、ウォルドックが軍務局（Military Branch）を訪れ、領海法において海軍省にとっては好ましくない論点が明らかにされるだろうと警告した。そしてこの点についてはアルバニアの賠償責任の問題よりは根拠が弱いことを説明した。もちろん、そのことは海軍省もよく理解していた²³⁸。

第3に、イギリス弁護団にとっては、特別協定締結は時間を節約するための譲歩であった。この点につき、裁判所が本件の管轄権を認めることが十分に予想された以上、その意味で、特別協定を締結することでわざわざ掃海活動の合法性というイギリスにとって弱い論点を含めるべきではなかったという議論はありえる。しかし、その場合であっても、アルバニアが反訴（counter claim）²³⁹を提起できることを考えれば²⁴⁰、掃海活動の合法性を裁判所に付託することを認める特別協定締結のほうが時間を節約する点で好ましかった、と言えよう。海軍省もこのことはよく分かっていた²⁴¹。以上のように考えれば、イギリス政府にとって特別協定の締結はアルバニアに対して、速やかに本案手続を進めるための効果的な「譲歩」であったと言えよう。ただ、仮に先決的抗弁段階でショー

²³⁸ TNA, ADM 116/5758, M0504/48, Minute by Dodds, 5 April 1948.

²³⁹ 一方的提訴で訴えられた被告が、原告に対して訴えを提起できる手続のこと。反訴については、邦語文献では以下のものを参照されたい。山形英郎「国際司法裁判所における反訴の受理可能性」安藤仁介・中村道・位田隆一（編）『21世紀の国際機構：課題と展望』（東信堂、2004年）369-406頁。山形英郎「国際司法ICJにおける反訴手続－国際司法裁判所規則第80条の改正（2000年）の意義」浅田正彦（編）『21世紀の国際法の課題』（有信堂、2006年）49-86頁。李禎之『国際裁判の動態』（信山社、2007年）49-86頁。

²⁴⁰ Waldock, *op. cit.*, p.382.

²⁴¹ TNA, ADM 1/22704, 'Timing of Albanian Counter Claim: North Corfu Channel Incident' by Lang, 12 January 1949.

クロスとベケットがXCUとXCU Oneを知っていれば、このような「譲歩」を時間の節約を理由におこなったかどうかは疑問が残らざるをえない。

おわりに

こうして、コルフ海峡事件における先決的抗弁段階は終了し、本案段階へ移行した。本案段階では、触雷事故に関するアルバニアの国際責任並びに、イギリス艦隊の無害通航権の問題及び掃海活動の合法性が争われることになる。それぞれの争点に関するイギリス弁護団の訴訟追行とその訴訟戦略については、論点が異なることからそれぞれ別稿で論じることとする。

本稿は、科研費若手研究（B）「英国政府の国際訴訟戦略と戦術の研究」（19730038）の助成を受けたものである。

資料 1 先決的抗弁段階におけるコルフ海峡事件の時系列

年	月日	事件に関連する事実	その他の主要な出来事	
1947	05/22	イギリス政府がコルフ海峡事件を一方向的に付託する（日付は5月13日）。	06/05	アメリカのマーシャル国務長官が欧州復興計画を発表する。
			07/08	アルバニアの国連加盟申請を加盟承認委員会で見直し、再検討することを安保理が決定する。
	07/21	アルバニア政府が、7月2日付の書簡を国際司法裁判所に送付する。		
	07/31	ゲレロ所長、7月2日付のアルバニアの書簡を1946年国際司法裁判所規則第36条における書類と見做すと命令で述べ、イギリスの申述書（10月1日）とアルバニアの答弁書（12月10日）の期限を設定する。	08/18	安保理が、アルバニアの加盟申請を否決する。
	09/30	イギリス政府が、申述書を提出する。	10/05	東側諸国が、コミンフォルムを結成する。
12/09	アルバニアが先決的抗弁を提出する。			
12/10	裁判所が、先決的抗弁に関するイギリスの見解書の期限を設定する（1月20日）。			
1948	01/19	イギリス政府が、先決的抗弁に関する見解書を提出する。	02/25	チェコスロヴァキア共産主義革命
	02/26 03/05	先決的抗弁に関する口頭弁論が開催される。	03/17	イギリス、フランス及びベネルクス3カ国がブリュッセル条約を締結する。
03/25	先決的抗弁判決が下される。イギリスとアルバニア、特別協定を国際司法裁判所に提出する。			

資料2 安保理決議第22号の英語テキストと仏語テキスト

1. 英語テキスト

The Security Council,

Having considered statements of representatives of the United Kingdom and of Albania concerning a dispute between the United Kingdom and Albania arising out of an incident on 22 October 1946 in the Straits of Corfu in which two British ships were damaged by mines, with resulting loss of life and injury to their crews,

Recommends that the United Kingdom and Albanian Governments should immediately refer the dispute to the International Court of Justice in accordance with the provisions of the Statute of the Court.

2. 仏語テキスト

Le Conseil de sécurité,

Ayant examiné les déclarations des représentants du Royaume-Uni et de l'Albanie au sujet d'un différend existant entre le Royaume-Uni et l'Albanie à la suite d'un incident survenu le 22 octobre 1946 dans le détroit de Corfou et au cours duquel deux navires britanniques ont été endommagés par des mines, ce qui a fait des morts et des blessés parmi leurs équipages,

Recommande aux Gouvernements du Royaume-Uni et de l'Albanie de soumettre immédiatement ce différend à la Cour internationale de Justice, conformément aux dispositions du Statut de la Cour.

資料3 1947年7月2日付のアルバニア政府の書簡（英語テキスト）

Sir,

Tirana, 2nd July, 1947.

I have the honour to confirm the receipt of the Application addressed by the Government of the United Kingdom to the International Court of Justice against the Government of the People's Republic of Albania regarding the incidents in the Strait of Corfu, of which Application you were good enough to inform me by your telegram of 22nd May last.

Having regard to the contents of the Application, the Government of the People's Republic of Albania desires to present to you the following statement and would request you to be good enough to bring it to the knowledge of the Court :

The Government of the People's Republic of Albania finds itself obliged to observe :

1. That the Government of the United Kingdom, in instituting proceedings before the Court, has not complied with the recommendation adopted by the Security Council on 9th April, 1947, whereby that body recommended "that the United Kingdom and Albanian Governments should immediately refer the dispute to the International Court of Justice in accordance with the provisions of the Statute of the Court".

The Albanian Government considers that, according both to the Court's Statute and to general international law, in the absence of an acceptance by Albania of Article 36 of the Court's Statute or of any other instrument of international law whereby the Albanian Government might have accepted the compulsory jurisdiction of the Court, the Government of the United Kingdom was not entitled to refer this dispute to the Court by unilateral application.

2. It would appear that the Government of the United Kingdom endeavours to justify this proceeding by invoking Article 25 of the Charter of the United Nations.

There can, however, be no doubt that Article 25 of the Charter relates solely to decisions of the Security Council taken on the basis of the provisions of Chapter VII of the Charter and does not apply to recommendations made by the Council with reference to the pacific settlement of disputes, since such recommendations are not binding and consequently cannot afford an indirect basis for the compulsory jurisdiction of the Court, a jurisdiction which can only ensue from explicit declarations made by States parties to the Statute of the Court, in accordance with Article 36, 2, of the Statute.

3. The Albanian Government considers that, according to the terms of the Security Council's recommendation of 9th April, 1947, the Government of the United Kingdom, before bringing the case before the International Court of Justice, should have reached an understanding with the Albanian Government regarding the conditions under which the two Parties, proceeding in conformity with the Council's recommendation, should submit their dispute to the Court.

The Albanian Government is therefore justified in its conclusion that the Government of the United Kingdom has not proceeded in conformity with the Council's recommendation, with the Statute of the Court or with the recognized principles of international law.

In these circumstances, the Albanian Government would be within its rights in holding that the Government of the United Kingdom was not entitled to bring the case before the Court by unilateral application, without first concluding a special agreement with the Albanian Government.

4. The Albanian Government, for its part, fully accepts the recommendation of the Security Council.

Profoundly convinced of the justice of its case, resolved to neglect no opportunity of giving evidence of its devotion to the principles of friendly collaboration between nations and of the pacific settlement of disputes, it is prepared, notwithstanding this irregularity in the action taken by the Government of the United Kingdom, to appear before the Court.

Nevertheless, the Albanian Government makes the most explicit reservations respecting the manner in which the Government of the United Kingdom has brought the case before the Court in application of the Council's recommendations and more especially respecting the interpretation which that Government has sought to place on Article 25 of the Charter with reference to the binding character of the Security Council's recommendations. The Albanian Government wishes to emphasize that its acceptance of the Court's jurisdiction for this case cannot constitute a precedent for the future.

Accordingly, the Government of the People's Republic of Albania has the honour to inform you that it appoints as its Agent, in accordance with Article 35, paragraph 3, of the Rules of Court, M. Kahreman Ylli, Minister Plenipotentiary of Albania in Paris, whose address for service at the seat of the Court is the Legation of the Federal People's Republic of Yugoslavia at The Hague.

(Signed) Hysni Kapo,
Deputy-Minister for Foreign
Affairs of Albania

資料4 1948年3月25日のイギリスとアルバニアの特別協定
(英語テキスト)

The Government of the People's Republic of Albania, represented by their Agent Mr. Kahrenian Ylli, Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary of Albania at Paris ;

and

the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, represented by their Agent Mr. W. E. Beckett, C.M.G., K.C., Legal Adviser to the Foreign Office ;

Have accepted the present Special Agreement, which has been drawn up as a result of the Resolution of the Security Council of the 9th April 1947, for the purpose of submitting to the International Court of Justice for decision the following questions : —

(1) Is Albania responsible under international law for the explosions which occurred on the 22nd October 1946 in Albanian waters and for the damage and loss of human life which resulted from them and is there any duty to pay compensation?

(2) Has the United Kingdom under international law violated the sovereignty of the Albanian People's Republic by reason of the acts of the Royal Navy in Albanian waters on the 22nd October and on the 12th and 13th November 1946 and is there any duty to give satisfaction ?

The Parties agree that the present Special Agreement shall be notified to the International Court of Justice immediately after the delivery on the 25th March of its judgment on the question of jurisdiction.

The Parties request the Court, having regard to the present Special Agreement, to make such orders with regard to procedure, in conformity with the Statute and the Rules of the Court, as the Court may deem fit,

after having consulted the Agents of the Parties.

In witness whereof the above-mentioned Agents, being duly authorized by their Governments to this effect, have signed the present Special Agreement.

Done this 25th day of March, 1948, at midday, at The Hague, in English and French, both texts being equally authentic, in a single copy which shall be deposited with the International Court of Justice.

(Signed) W. E. Beckett.

(Signed) Kahreman Ylli.